

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

総 則

大阪府地域防災計画（令和元年 11 月修正）	今回修正
<p>〔総 則〕</p> <p>第 1 節 目的等</p> <p>（略）</p> <p>第 2 計画の構成</p> <p>この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。</p> <p>各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、府域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。但し、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 防災の基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的に P D C A サイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。</p> <p>（略）</p> <p>第 3 節</p> <p>（略）</p> <p>第 2 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 府</p> <p>（略）</p> <p>(4) 総務部</p> <p><input type="checkbox"/>情報技術の支援に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時における職員の服務等に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>職員参集状況の把握に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時における他部局及び市町村の応援に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>被災市町村の行財政の指導、資金措置に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>車両の調達計画に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>庁舎等の防災に関すること</p>	<p>〔総 則〕</p> <p>第 1 節 目的等</p> <p>（略）</p> <p>第 2 計画の構成</p> <p>この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後<u>または発生するおそれがある場合に</u>、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。</p> <p>各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、府域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。但し、原子力災害については、その特殊性に鑑み、「原子力災害対策編」として別に定める。</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 防災の基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的に P D C A サイクルを適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。<u>さらに、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>（略）</p> <p>第 3 節</p> <p>（略）</p> <p>第 2 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 府</p> <p>（略）</p> <p>(4) 総務部</p> <p><input type="checkbox"/>災害時における職員の服務等に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>職員参集状況の把握に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時における他部局及び市町村の応援に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>被災市町村の行財政の指導、資金措置に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>車両の調達計画に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>庁舎等の防災に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時の緊急物資・資機材の調達に関すること</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画（令和元年 11 月修正）	今回修正
<p><input type="checkbox"/>災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事</p> <p>(5) 財務部 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(6) 府民文化部 <input type="checkbox"/>災害広報に関する事 <input type="checkbox"/>府民からの相談に関する事 <input type="checkbox"/>物価の監視・安定に関する事 <input type="checkbox"/>大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関する事 <input type="checkbox"/>海外からの支援団の活動支援に関する事 <input type="checkbox"/>外国政府関係機関等との連絡調整に関する事</p> <p>(7) I R 推進局 (略)</p> <p>(8) 福祉部 (略)</p> <p>(9) 健康医療部 (略)</p> <p>(10) 商工労働部 (略)</p> <p>(11) 環境農林水産部 (略)</p> <p>(12) 都市整備部 <input type="checkbox"/>地震津波対策に関する事 <input type="checkbox"/>河川の整備に関する事 <input type="checkbox"/>水防に関する事 <input type="checkbox"/>特定地域の潮害に関する事 <input type="checkbox"/>ため池の治水活用に関する事 <input type="checkbox"/>土砂災害の防止に関する事 <input type="checkbox"/>道路の整備に関する事 <input type="checkbox"/>道路交通の確保に関する事 <input type="checkbox"/>災害危険度判定調査の促進に関する事 <input type="checkbox"/>防災都市づくり計画の推進に関する事 <input type="checkbox"/>都市の復興に関する事</p>	<p>(5) 財務部 (略)</p> <p><u>(6) スマートシティ戦略部</u> <u><input type="checkbox"/>情報通信基盤に関する事</u></p> <p>(7) 府民文化部 <input type="checkbox"/>災害広報に関する事 <input type="checkbox"/>府民からの相談に関する事 <input type="checkbox"/>物価の監視・安定に関する事 <input type="checkbox"/>大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関する事 <input type="checkbox"/>海外からの支援団の活動支援に関する事 <input type="checkbox"/>外国政府関係機関等との連絡調整に関する事 <u><input type="checkbox"/>男女共同参画の視点からの庁内及び市町村との連絡調整に関する事</u></p> <p>(8) I R 推進局 (略)</p> <p>(9) 福祉部 (略)</p> <p>(10) 健康医療部 (略)</p> <p>(11) 商工労働部 (略)</p> <p>(12) 環境農林水産部 (略)</p> <p>(13) 都市整備部 <input type="checkbox"/>地震津波対策に関する事 <input type="checkbox"/>河川の整備に関する事 <input type="checkbox"/>水防に関する事 <input type="checkbox"/>特定地域の潮害に関する事 <input type="checkbox"/>ため池の治水活用に関する事 <input type="checkbox"/>土砂災害の防止に関する事 <input type="checkbox"/>道路の整備に関する事 <input type="checkbox"/>道路交通の確保に関する事 <input type="checkbox"/>災害危険度判定調査の促進に関する事 <input type="checkbox"/>防災都市づくり計画の推進に関する事 <input type="checkbox"/>都市の復興に関する事</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画（令和元年 11 月修正）	今回修正
<p> <input type="checkbox"/>都市公園の整備に関する事 <input type="checkbox"/>土木施設の緑化に関する事 <input type="checkbox"/>下水道施設の整備に関する事 <input type="checkbox"/>港湾における船舶・流木対策に関する事 <input type="checkbox"/>公共土木施設等の二次災害の防止に関する事 <input type="checkbox"/>斜面判定制度に関する事 <input type="checkbox"/>災害復旧事業に関する事 <input type="checkbox"/>災害復旧事業に係わる市町村指導に関する事 <input type="checkbox"/>海上の流出油に対する防除措置に関する事 <input type="checkbox"/>防災知識の普及・啓発に関する事 <input type="checkbox"/>土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進に関する事 </p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(13) 住宅まちづくり部 (略)</p> <p>(14) 会計局 (略)</p> <p>(15) 教育庁 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 近畿総合通信局</p> <p> <input type="checkbox"/>非常通信体制の整備に関する事 <input type="checkbox"/>非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 <input type="checkbox"/>災害時における電気通信の確保に関する事 <input type="checkbox"/>非常通信の統制、管理に関する事 <input type="checkbox"/>災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事 <input type="checkbox"/>災害対策用移動通信機器等の貸出しに関する事 </p>	<p> <input type="checkbox"/>都市公園の整備に関する事 <input type="checkbox"/>土木施設の緑化に関する事 <input type="checkbox"/>下水道施設の整備に関する事 <input type="checkbox"/>公共土木施設等の二次災害の防止に関する事 <input type="checkbox"/>斜面判定制度に関する事 <input type="checkbox"/>災害復旧事業に関する事 <input type="checkbox"/>災害復旧事業に係わる市町村指導に関する事 <input type="checkbox"/>防災知識の普及・啓発に関する事 <input type="checkbox"/>土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進に関する事 </p> <p><u>(14) 大阪港湾局</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関する事</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関する事</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>海務関係官庁との連絡調整に関する事</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>在港船舶の対策に関する事</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>海上の流木処理、流出油の防除措置に関する事</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>津波・高潮対策に関する事</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>本部長の特命事項に関する事</u></p> <p>(15) 住宅まちづくり部 (略)</p> <p>(16) 会計局 (略)</p> <p>(17) 教育庁 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 近畿総合通信局</p> <p> <input type="checkbox"/>非常通信体制の整備に関する事 <input type="checkbox"/>非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 <input type="checkbox"/>災害時における電気通信の確保に関する事 <input type="checkbox"/>非常通信の統制、管理に関する事 <input type="checkbox"/>災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事 <input type="checkbox"/>災害対策用移動通信機器等の貸出しに関する事 </p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画（令和元年 11 月修正）	今回修正
<p>(略)</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>(5) 日本赤十字社（大阪府支部）</p> <p><input type="checkbox"/>災害医療体制の整備に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>救援物資の備蓄に関すること</p> <p>(6) 日本放送協会（大阪放送局）</p> <p>(略)</p> <p>(14) 関西電力株式会社</p> <p>(略)</p> <p>(30) 大阪広域水道企業団</p> <p><input type="checkbox"/>水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>水道用水・工業用水道の被害情報に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>水道用水及び工業用水の供給確保に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>応急給水及び応急復旧に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること</p>	<p><u><input type="checkbox"/>情報伝達手段の多様化・多重化の促進</u></p> <p>(略)</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>(5) 日本赤十字社（大阪府支部）</p> <p><input type="checkbox"/>災害医療体制の整備に関すること</p> <p><u><input type="checkbox"/>被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること</u></p> <p><input type="checkbox"/>災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>救援物資の備蓄に関すること</p> <p>(6) 日本放送協会（大阪<u>拠点</u>放送局）</p> <p>(略)</p> <p>(14) 関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>(30) 大阪広域水道企業団</p> <p><input type="checkbox"/>水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>水道用水・工業用水道の被害情報に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>水道用水及び工業用水の供給確保に関すること</p> <p><input type="checkbox"/>応急給水及び応急復旧に関すること</p>
<p>第4節 住民、事業者の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>第1 住民の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>2 災害への備え</p> <p>(1) 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止</p> <p>(2) 避難場所、避難経路の確認</p> <p>(3) 家族との安否確認方法の確認</p> <p>(4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄</p> <p>(5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認</p> <p>(略)</p> <p>第2 事業者の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>2 災害への備え</p>	<p>第4節 住民、事業者の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>第1 住民の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>2 災害への備え</p> <p>(1) 家屋<u>等</u>の耐震化・<u>適正管理</u>、家具等の転倒・落下防止</p> <p>(2) 避難場所、避難経路の確認</p> <p>(3) 家族との安否確認方法の確認</p> <p>(4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄</p> <p>(5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認</p> <p>(略)</p> <p>第2 事業者の基本的責務</p> <p>(略)</p> <p>2 災害への備え</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画（令和元年 11 月修正）	今回修正
<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備 (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止 (3) 避難場所、避難経路の確認 (4) 従業員及び利用者等の安全確保 (5) 従業員の安否確認方法の確認 (6) 最低 3 日分の生活必需品等の備蓄 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備 (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止 (3) 避難場所、避難経路の確認 (4) 従業員及び利用者等の安全確保 (5) 従業員の安否確認方法の確認 (6) 最低 3 日分の生活必需品等の備蓄 <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案																								
<p>〔災害予防対策〕</p> <p>第 1 章 防災体制の整備</p> <p>第 1 節 総合的防災体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 1 組織体制の整備</p> <p>1 府の組織体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>(1) 平常時に活動する組織</p> <p>（略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部 府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>〔組織〕</p> <table border="0"> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事（3名）、危機管理監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</td> </tr> </table> <p>(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織</p> <p>（略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理指令部 災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>〔組織〕</p> <table border="0"> <tr> <td>指令部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>指令部副部長</td> <td>危機管理室長、事業管理室長</td> </tr> <tr> <td>指令部員</td> <td>防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、<u>港湾局経営振興課長</u>、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>ウ 大阪府災害警戒本部 大阪府災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p>	本部長	知事	副本部長	副知事（3名）、危機管理監	本部員	危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長	指令部長	危機管理監	指令部副部長	危機管理室長、事業管理室長	指令部員	防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、 <u>港湾局経営振興課長</u> 、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長	<p>〔災害予防対策〕</p> <p>第 1 章 防災体制の整備</p> <p>第 1 節 総合的防災体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 1 組織体制の整備</p> <p>1 府の組織体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>(1) 平常時から活動する組織</p> <p>（略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部 府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>〔組織〕</p> <table border="0"> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事（3名）、危機管理監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、<u>スマートシティ戦略部長</u>、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、<u>大阪港湾局長</u>、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</td> </tr> </table> <p>(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織</p> <p>（略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理指令部 災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>〔組織〕</p> <table border="0"> <tr> <td>指令部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>指令部副部長</td> <td>危機管理室長、事業管理室長</td> </tr> <tr> <td>指令部員</td> <td>防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、<u>スマートシティ戦略総務課長</u>、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、<u>大阪港湾局計画調整担当課長</u>、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>ウ 大阪府災害警戒本部 大阪府災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度 5 弱又は震度 5 強を観測したとき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p>	本部長	知事	副本部長	副知事（3名）、危機管理監	本部員	危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、 <u>スマートシティ戦略部長</u> 、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、 <u>大阪港湾局長</u> 、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長	指令部長	危機管理監	指令部副部長	危機管理室長、事業管理室長	指令部員	防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、 <u>スマートシティ戦略総務課長</u> 、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、 <u>大阪港湾局計画調整担当課長</u> 、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長
本部長	知事																								
副本部長	副知事（3名）、危機管理監																								
本部員	危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長																								
指令部長	危機管理監																								
指令部副部長	危機管理室長、事業管理室長																								
指令部員	防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、 <u>港湾局経営振興課長</u> 、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長																								
本部長	知事																								
副本部長	副知事（3名）、危機管理監																								
本部員	危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、 <u>スマートシティ戦略部長</u> 、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、 <u>大阪港湾局長</u> 、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長																								
指令部長	危機管理監																								
指令部副部長	危機管理室長、事業管理室長																								
指令部員	防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎室庁舎管理課長、 <u>スマートシティ戦略総務課長</u> 、府民文化総務課長、企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、 <u>大阪港湾局計画調整担当課長</u> 、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長																								

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長</p> <p>（略）</p> <p>エ 大阪府災害対策本部 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以上の震度を観測したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>（略）</p> <p>カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照） 水防を総括するために、設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>水防本部長 知事 副本部長 副知事（都市整備部担当）、危機管理監 指揮監 都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長 指揮監付 都市整備部技監、都市整備部次長、事業管理室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長 指揮班長 事業管理室事業企画課参事 指揮副班長 河川環境課長、道路環境課長 現地指導班長 土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、港湾局長、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長、箕面整備事務所長 機動班長 用地課長、安威川ダム建設事務所長</p> <p>キ 震災応急対策連絡会議の設置 府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。 なお、必要に応じて構成員を追加する。</p> <p>（ア）組織及び運営</p> <p>a 組織構成 大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社送配電カンパニー地域コミュニケーション部地域コミュニケーショングループ、大阪ガス株式会社中央保安指令部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室</p>	<p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、<u>スマートシティ戦略部長</u>、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、<u>大阪港湾局長</u>、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長</p> <p>（略）</p> <p>エ 大阪府災害対策本部 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以上の震度を観測したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めたとときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、<u>スマートシティ戦略部長</u>、府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、<u>大阪港湾局長</u>、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>（略）</p> <p>カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照） 水防を総括するために、設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>水防本部長 知事 副本部長 副知事（都市整備部担当）、危機管理監 指揮監 都市整備部長、環境農林水産部長、危機管理室長、<u>大阪港湾局長</u> 指揮監付 都市整備部技監、都市整備部次長、事業管理室長、河川室長、環境農林水産部次長、災害対策課長、<u>大阪港湾局理事</u> 指揮班長 事業管理室事業企画課参事 指揮副班長 河川環境課長、道路環境課長 現地指導班長 土木事務所長、西大阪治水事務所長、寝屋川水系改修工営所長、<u>大阪港湾局長</u>、農と緑の総合事務所長、流域下水道事務所長 機動班長 用地課長、安威川ダム建設事務所長、<u>モノレール建設事務所長</u></p> <p>キ 震災応急対策連絡会議の設置 府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。 なお、必要に応じて構成員を追加する。</p> <p>（ア）組織及び運営</p> <p>a 組織構成 大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社地域コミュニケーション部地域コミュニケーショングループ、大阪ガス株式会社中央保安指令部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>2 府の動員体制の整備 府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、<u>職員の動員体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 勤務時間外における動員体制 (略)</p> <p>4 その他の防災関係機関の組織体制の整備 災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。 また、府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 地域防災拠点の整備 市町村は、当該市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。</p> <p>第3 装備資機材等の備蓄</p> <p>防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。</p> <p>1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握 装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。 また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>2 府の動員体制の整備 府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、<u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 勤務時間外における動員体制 (略) <u>オ 水門等緊急操作員の指名</u> <u>津波注意報以上の発表時における水門等の津波防御施設の迅速な操作及び操作に伴う交通規制を実施するため、津波防御施設等に自宅から徒歩・自転車等により 60 分程度で参集可能な職員を水門等緊急操作員として指名する。</u></p> <p>4 その他の防災関係機関の組織体制の整備 災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、<u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、</u>防災にかかる組織動員体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、<u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ</u>、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。<u>また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u> 府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 地域防災拠点の整備 市町村は、当該市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。<u>また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、道路管理者と連携してその機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>第3 装備資機材等の備蓄</p> <p>防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。<u>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</u></p> <p>1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握 <u>燃料、発電機、建設機械等の</u>装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>第 5 広域防災体制の整備</p> <p>府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第 9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の体制整備</p> <p>(1) 府</p> <p>(略)</p> <p>エ 専門要員の確保</p> <p>府は、市町村における住家被害認定調査等の専門分野の職員数をあらかじめ把握しておくとともに、被災市町村への円滑な派遣体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けられることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>第 10 事業者、ボランティアとの連携</p>	<p><u>会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。</p> <p><u>その他、府、市町村及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 5 広域防災体制の整備</p> <p>府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u>、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第 9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の体制整備</p> <p>(1) 府</p> <p>(略)</p> <p>エ 専門要員の確保</p> <p>府は、市町村における住家被害認定調査等の専門分野の職員数をあらかじめ把握しておくとともに、<u>土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び被災市町村への円滑な派遣体制の構築に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けられることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。<u>また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 10 事業者、ボランティアとの連携</p>

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>府及び市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p> <h2>第2節 情報収集伝達体制の整備</h2> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</p> <p>さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</p> <p>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備 （略）</p> <p>2 無線通信施設の整備 （略）</p> <p>(3) 市町村 （略）</p> <p>エ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保 （略）</p> <p>(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関 ウ 関西電力株式会社無線の整備充実 （略）</p> <p>第3 災害広報体制の整備 （略）</p> <p>4 災害時の広聴体制の整備 住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。</p>	<p>府及び市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u>、実効性の確保に留意する。また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p> <h2>第2節 情報収集伝達体制の整備</h2> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、<u>大規模停電時も含めた</u>情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</p> <p>さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</p> <p>第1 情報収集伝達体制の強化 （略）</p> <p>2 無線通信施設の整備 （略）</p> <p>(3) 市町村 （略）</p> <p>エ 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保 （略）</p> <p>(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関 ウ 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社無線の整備充実 （略）</p> <p>第3 災害広報体制の整備 （略）</p> <p>4 災害時の広聴体制の整備 <u>府、市町村及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。</u></p> <p><u>5 停電時の住民への情報提供</u> <u>府、市町村及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>6 被災者への情報伝達体制の整備</u> <u>総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者へ</u></p>

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第4 輸送基地の確保</p> <p>府は、緊急物資を受け付けし、配送する陸上・海上・航空輸送基地を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 交通規制・管制の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 道路管理者 (略)</p> <p>4 第五管区海上保安本部 (略)</p> <p>第6節 避難受入れ体制の整備</p> <p>市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。</p> <p>さらに、府及び市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</p> <p>第1 避難場所、避難路の指定 (略)</p> <p>2 その他の避難場所及び避難路の指定</p> <p>津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。</p> <p>避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>あわせて、府と市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。</p> <p>なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z8210）の追補6「災害種別一</p>	<p><u>の周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>7 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第4 輸送基地の確保</p> <p>府は、緊急物資を受け付けし、配送する陸上・海上・航空輸送基地を確保する。<u>なお、災害時に輸送基地から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な輸送基地を選定するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 交通規制・管制の確保 (略)</p> <p>3 <u>近畿地方整備局</u> <u>被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。</u></p> <p>4 道路管理者 (略)</p> <p>5 第五管区海上保安本部 (略)</p> <p>第6節 避難受入れ体制の整備</p> <p>市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。</p> <p>さらに、府及び市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制等の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</p> <p>第1 避難場所、避難路の指定 (略)</p> <p>2 その他の避難場所及び避難路の指定</p> <p>津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。</p> <p>避難場所・避難路の指定にあたり、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>あわせて、府と市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。</p> <p>なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。</p> <p>また指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p> <p>避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 指定避難所の指定、整備 (略)</p> <p>1 指定避難所の指定 (略)</p> <p>(4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 避難勧告等の事前準備 (略)</p> <p>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 (1) 市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>第6 広域避難体制の整備 (略)</p> <p>第7 危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>第8 応急仮設住宅等の事前準備 (略)</p> <p>第9 斜面判定制度の活用 (略)</p>	<p>9098）」を用いる。</p> <p>指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p> <p>避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。</p> <p><u>また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 指定避難所等の指定、整備 (略)</p> <p>1 指定避難所の指定 (略)</p> <p>(4) 市町村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 避難者の受入</p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 避難勧告等の事前準備 (略)</p> <p>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 (1) 市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月改定）に基づき、洪水、土砂災害、<u>高潮等</u>に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>第7 広域避難体制の整備 (略)</p> <p>第8 危険度判定体制の整備 (略)</p> <p>第9 応急仮設住宅等の事前準備 (略)</p> <p>第10 斜面判定制度の活用 (略)</p>

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案																												
<p>第 1.0 罹災証明書の発行体制の整備 (略)</p> <p>第 7 節 緊急物資確保体制の整備 (略)</p> <p>第 1 給水体制の整備</p> <p>1 給水体制の整備 府、市町村及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、発災後 3 日間は 1 日 1 人当たり 3 L の飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 相互応援体制の整備 ア 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、<u>府、市町村及び大阪広域水道企業団は相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。</u> イ 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 食料・生活必需品の確保 (略)</p> <p>1 府、市町村 (略)</p> <table border="1" data-bbox="371 1071 1439 1722"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む）</u></td> <td>避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日</td> </tr> <tr> <td>トイレトペーパー</td> <td>避難所避難者数×7.5m/人/日</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td><u>避難所避難者数×1.8%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(2) その他の物資の確保 (略)</p> <p>ア 精米、即席麺等の主食 イ 液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）</p>	品名	算出式	(略)	(略)	<u>育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む）</u>	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日	(略)	(略)	生理用品	避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日	トイレトペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日	マスク	<u>避難所避難者数×1.8%</u>	<p>第 1.1 罹災証明書の発行体制の整備 (略)</p> <p>第 7 節 緊急物資確保体制の整備 (略)</p> <p>第 1 給水体制の整備</p> <p>1 給水体制の整備 府及び<u>府内水道（用水供給）事業者</u>は、相互に協力して、発災後 3 日間は 1 日 1 人当たり 3 L の飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 相互応援体制の整備 ア 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、<u>大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。</u> イ 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 食料・生活必需品の確保 (略)</p> <p>1 府、市町村 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1736 1071 2804 1722"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）</u></td> <td><u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日乗じる） <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1 リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日乗じる）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td><u>（直下型地震による）</u>避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日と<u>（南海トラフ巨大地震による）</u>避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方</td> </tr> <tr> <td>トイレトペーパー</td> <td><u>（直下型地震による）</u>避難所避難者数×7.5m/人/日と<u>（南海トラフ巨大地震による）</u>避難所避難者数×7.5m/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td><u>（直下型地震による）</u>避難所避難者数と<u>（南海トラフ巨大地震による）</u>避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(2) その他の物資の確保 (略)</p> <p>ア 精米、即席麺等の主食</p>	品名	算出式	(略)	(略)	<u>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）</u>	<u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日乗じる） <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1 リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日乗じる）	(略)	(略)	生理用品	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方	トイレトペーパー	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数×7.5m/人/日と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×7.5m/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方	マスク	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方
品名	算出式																												
(略)	(略)																												
<u>育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む）</u>	避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日																												
(略)	(略)																												
生理用品	避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日																												
トイレトペーパー	避難所避難者数×7.5m/人/日																												
マスク	<u>避難所避難者数×1.8%</u>																												
品名	算出式																												
(略)	(略)																												
<u>乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）</u>	<u>【粉ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日乗じる） <u>【液体ミルク】</u> 避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1 リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は 3 日乗じる）																												
(略)	(略)																												
生理用品	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方																												
トイレトペーパー	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数×7.5m/人/日と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×7.5m/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方																												
マスク	<u>（直下型地震による）</u> 避難所避難者数と <u>（南海トラフ巨大地震による）</u> 避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方																												

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>ウ ボトル水・缶詰水等の飲料水 エ 野菜、漬物、菓子類等の副食 オ 被服（肌着等） カ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等） キ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ク 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等） ケ 医薬品等（常備薬、救急セット）</p> <p>コ 仮設風呂・仮設シャワー サ 簡易ベッド、間仕切り等 シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、<u>盲人</u>用つえ、補聴器、点字器等） ス 棺桶、遺体袋等</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。 府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。 市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>イ ボトル水・缶詰水等の飲料水 ウ 野菜、漬物、菓子類等の副食 エ 被服（肌着等） オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等） カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等） ク 医薬品等（常備薬、救急セット、<u>マスク、消毒液</u>） ケ <u>ブルーシート、土のう袋</u></p> <p>コ 仮設風呂・仮設シャワー サ 簡易ベッド、間仕切り等 シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、<u>視覚障がい者</u>用つえ、補聴器、点字器等） ス 棺桶、遺体袋等</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。 府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。<u>加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u>また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。<u>さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u> 市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。</p> <p>(略)</p>
<h2>第8節 ライフライン確保体制の整備</h2> <p>(略)</p> <p>第1 <u>上水道・工業用水道（府、市町村、大阪広域水道企業団）</u> (略) 4 相互応援体制の整備 (1) <u>上水道</u>においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、<u>府、市町村及び大阪広域水道企業団は互いに協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社） (略) 2 災害対策用資機材の整備、点検</p> <p>(略)</p> <p>第6 住民への広報 (略) 1 府、<u>市町村及び大阪広域水道企業団</u>は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。</p>	<h2>第8節 ライフライン確保体制の整備</h2> <p>(略)</p> <p>第1 水道・工業用水道（府、<u>府内水道（用水供給）事業体</u>） (略) 4 相互応援体制の整備 (1) 水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、<u>大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 電力（関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>） (略) 2 災害対策用資機材の整備、点検</p> <p>(略)</p> <p>第6 住民への広報 (略) 1 府<u>及び府内水道（用水供給）事業体</u>は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。</p>

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p> <p>第 9 節 交通確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪高速鉄道株式会社</u>、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>第 3 港湾施設（府、大阪市）、漁港施設（府、泉南市）</p> <p>(略)</p> <p>第 10 節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。</p> <p>また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>第 11 節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。</p> <p>また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p>	<p>2 関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p> <p><u>第 7 倒木等への対策</u></p> <p><u>府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</u></p> <p>第 9 節 交通確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪モノレール株式会社</u>、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>第 3 港湾施設（府、大阪市）、漁港施設（府、<u>高石市</u>、泉南市）</p> <p>(略)</p> <p>第 10 節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。</p> <p>また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。</p> <p><u>なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 11 節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、<u>宿泊施設</u>、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。</p> <p>また、国、府、市町村、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>なお、具体的な対策については、<u>国、府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくり</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第5 徒歩帰宅者への支援</p> <p>1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援 (略) ア 一時休憩所として、<u>水道水</u>、トイレ等の提供</p> <p>(略)</p>	<p>なお、具体的な対策としては、<u>関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組み</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第5 徒歩帰宅者への支援</p> <p>1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援 (略) ア 一時休憩所として、<u>飲料水</u>、トイレ等の提供</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災知識の普及啓発 (略)</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者<u>の避難行動に対する</u>理解の促進を図る。</p> <p>1 普及啓発の内容 (略)</p> <p>(2) 災害への備え ア 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の生活物資の備蓄 イ 非常持ち出し品（救急箱、<u>懐中電灯、ラジオ、乾電池</u>等）の準備</p> <p><u>ウ</u> 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 <u>エ</u> 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策 <u>オ</u> 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 <u>カ</u> 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性 <u>キ</u> 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加 <u>ク</u> 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性 <u>ケ</u> 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動 <u>コ</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</p> <p>(3) 災害時の行動 (略)</p> <p>オ 津波発生時（<u>大きな長い揺れ</u>が継続した場合）にとるべき行動</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災知識の普及啓発 (略)</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者<u>に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図る。</p> <p>1 普及啓発の内容 (略)</p> <p>(2) 災害への備え ア 最低3日間でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の生活物資の備蓄 イ 非常持ち出し品（<u>貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品</u>等）の準備 <u>ウ</u> <u>自動車等へのこまめな満タン給油等</u> <u>エ</u> 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 <u>オ</u> 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策 <u>カ</u> 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認 <u>キ</u> 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性 <u>ク</u> 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加 <u>ケ</u> 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性 <u>コ</u> 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動 <u>サ</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</p> <p>(3) 災害時の行動 (略)</p> <p>オ 津波発生時（<u>強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れ</u>が継続した場合）にとるべき行動</p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>第 2 節 自主防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 1 地区防災計画の策定等</p> <p>(略)</p> <p>市町村防災会議は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。</p> <p>なお、市町村防災会議は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>1 事業者</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p> <p><u>立</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p> <p><u>2</u> 府及び市町村</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 節 自主防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 1 地区防災計画の策定等</p> <p>(略)</p> <p>市町村防災会議は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。<u>また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。</u></p> <p>なお、市町村防災会議は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>1 事業者</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p><u>エ</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</p> <p><u>2</u> 重要施設及び災害応急対策に係る機関 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。 なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。</p> <p><u>3</u> 府及び市町村</p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>第3章 災害予防対策の推進</p> <p>第1節 都市防災機能の強化</p> <p>(略)</p> <p>第5 文化財 (略)</p> <p>第6 ライフライン・放送施設災害予防対策 (略)</p> <p>1 上水道・工業用水道（<u>市町村、大阪広域水道企業団</u>） 災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。 (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、また、工業用水道については「工業用水道施設設計指針」（一般社団法人日本工業用水道協会）に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。 (略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社） (略)</p> <p>5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社） (略)</p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化 ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。 イ 主要な中継交換機を分散設置とする。 ウ <u>主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</u> エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p> <p>第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 (略)</p> <p>1 し尿処理（府、市町村） (略)</p> <p>(4) 市町村は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。 (略)</p> <p>第2節 地震災害予防対策の推進 (略)</p>	<p>第3章 災害予防対策の推進</p> <p>第1節 都市防災機能の強化</p> <p>(略)</p> <p><u>第5 空き家等の対策</u></p> <p><u>市町村は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</u> <u>府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市町村とともに、相談窓口の普及啓発に努める。</u></p> <p>第6 文化財 (略)</p> <p>第7 ライフライン・放送施設災害予防対策 (略)</p> <p>1 水道・工業用水道（<u>府内水道（用水供給）事業体</u>） 災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。 (1) 水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、また、工業用水道については「工業用水道施設設計指針」（一般社団法人日本工業用水道協会）に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。 (略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>） (略)</p> <p>5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社） (略)</p> <p>(2) 電気通信システムの高信頼化 ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。 イ 主要な中継交換機を分散設置するとともに、<u>安全な設置場所を確保する。</u> ウ 電気通信設備について、<u>非常用電源を整備する。</u> エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p> <p>第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 (略)</p> <p>1 し尿処理（府、市町村） (略)</p> <p>(4) 市町村は、災害時における水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。 (略)</p> <p>第2節 地震災害予防対策の推進 (略)</p>

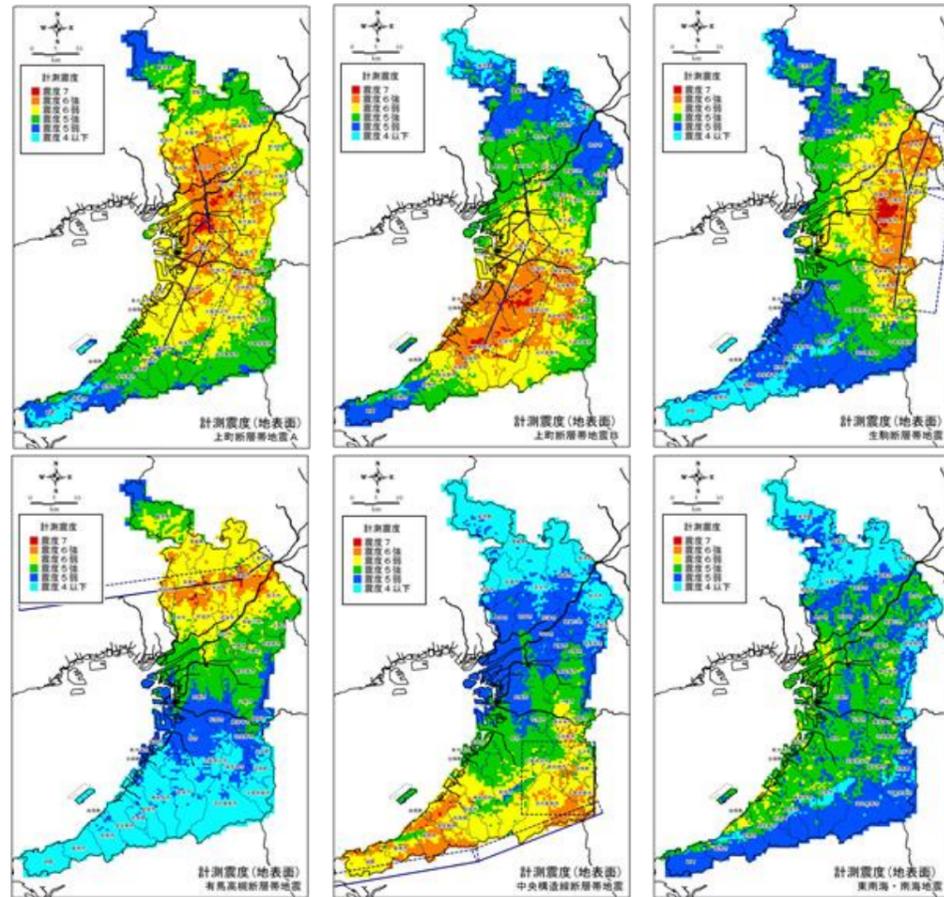
大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）

修正案

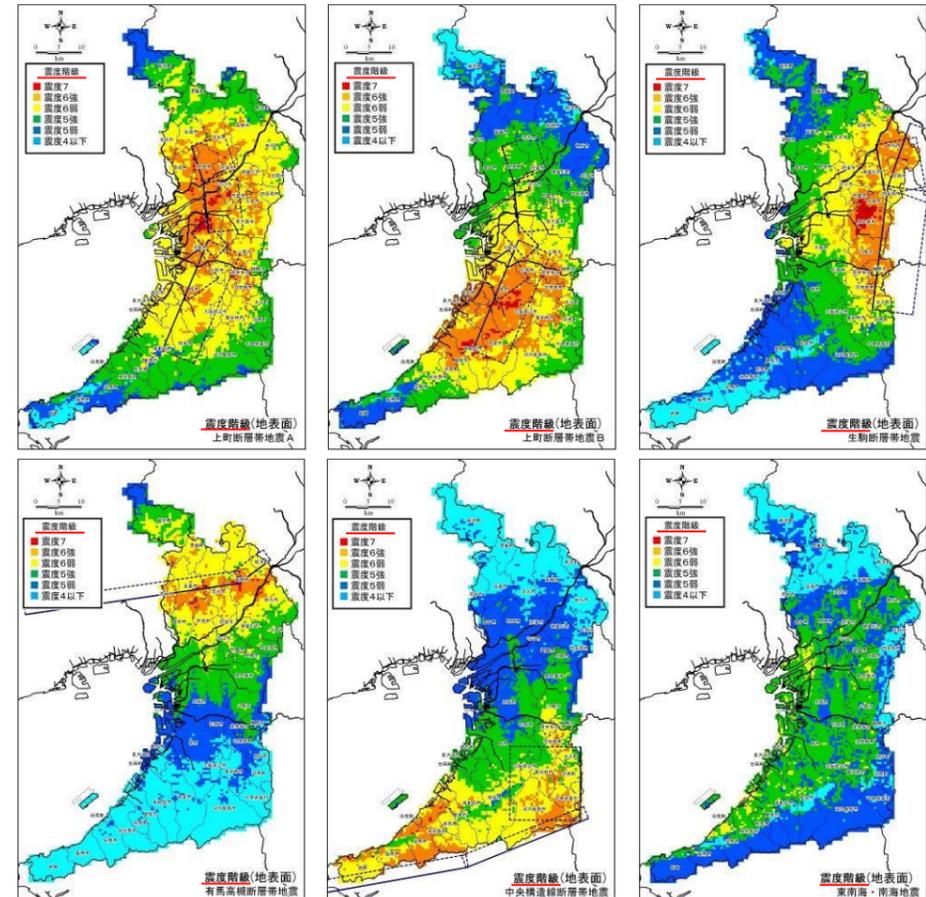
第2 大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）

第2 大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定（平成18年度公表）

1 府内の地震動予測



1 府内の地震動予測



(略)

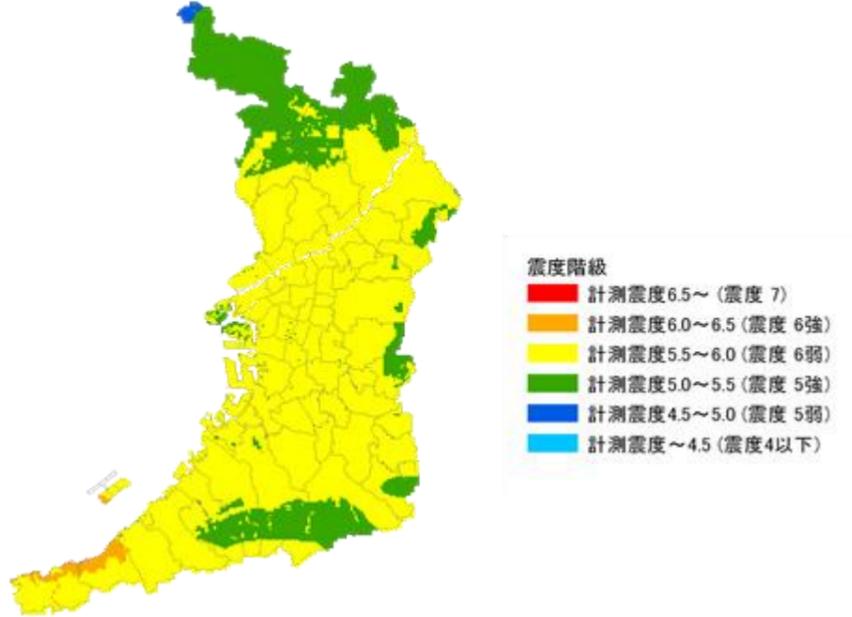
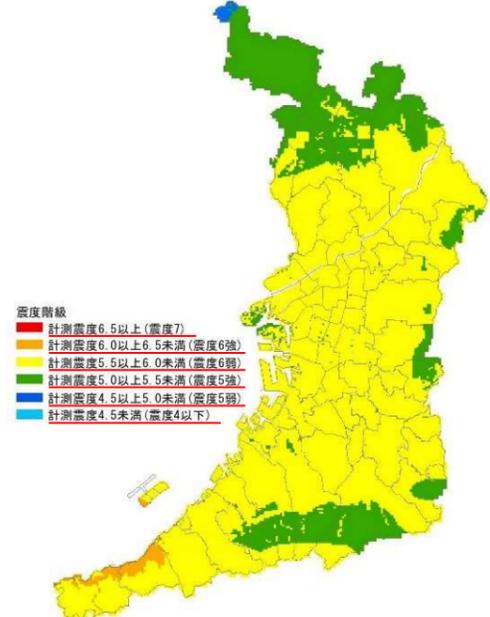
(略)

第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）

第3 大規模地震（海溝型）の被害想定（平成25年度公表）

1 府内の地震動予測

1 府内の地震動予測

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
 <p>(略)</p>	 <p>(略)</p>
<p>第4 地震・津波観測体制の整備 (略)</p> <p>1 大阪管区气象台 常時地震観測施設により、地震及び地動の観測を行うとともに、計測震度計により、震度の観測を行う。また、津波観測施設により、津波観測を行う。 緊急地震速報は、極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。 このため、府民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、知識の普及啓発を進める。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 地震・津波観測体制の整備 (略)</p> <p>1 大阪管区气象台 常時地震観測施設により、地震及び地動の観測を行うとともに、計測震度計により、震度の観測を行う。また、津波観測施設により、津波観測を行う。 緊急地震速報は、<u>発表から強い揺れの到達まで</u>極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。 このため、府民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう、知識の普及啓発を進める。</p> <p>(略)</p>
<p>第3節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策 (略)</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発 (1) 津波に対する基本的事項 (略)</p> <p>ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、<u>震災</u>直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性</p>	<p>第3節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>第5 津波から「逃げる」ための総合的な対策 (略)</p> <p>1 津波に対する知識の普及・啓発 (1) 津波に対する基本的事項 (略)</p> <p>ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、<u>地震</u>直後に発表される津波警報や<u>津波到達予想時刻</u>等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想</p>

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>があること (略)</p> <p>第 4 節 水害予防対策の推進 (略)</p> <p>第 3 高潮対策 (略)</p> <p>2 海岸地域 府は、泉州海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。 大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。 <u>府及び大阪市</u>は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 4 水害減災対策 (略)</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等 (略)</p> <p>(2) <u>特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</u> ア 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川（<u>水位周知河川（水位情報周知河川）</u>）において、<u>洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</u> (略) ウ 府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（<u>水位周知海岸</u>）において、<u>高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位（高潮特別警戒水位）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</u> (略)</p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 ア 市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>定・予測の不確実性があること (略)</p> <p>第 4 節 水害予防対策の推進 (略)</p> <p>第 3 高潮対策 (略)</p> <p>2 海岸地域 <u>(1) 府は、泉州海岸において、防潮堤嵩上げ等の整備を進めるとともに、泉州海岸における水門、樋門、門扉等の機能高度化（遠隔監視、遠隔操作等）を推進する。</u> 大阪市は、大阪港において、直下型の大規模地震に強い堤防の補強をはじめ、液状化対策等を進める。 <u>港湾管理者は、港湾について、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u> <u>また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。</u> <u>(2) 港湾管理者及び国土交通省は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路等において、船舶の走錨等による臨港道路等の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</u> <u>(3) 港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 4 水害減災対策 (略)</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等 (略)</p> <p>(2) <u>水位到達情報の発表</u> ア 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川（<u>水位周知河川</u>）について、<u>避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難勧告等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</u> (略) ウ 府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（<u>水位周知海岸</u>）について、<u>高潮氾濫危険水位（水防法第 13 条の 3 で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</u> (略)</p> <p>(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 ア 市町村は、浸水想定区域の指定があった場合は、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>(ウ) 浸水想定区域内の地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(略)</p> <p>イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市町村長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>3 洪水リスクの開示</p> <p>(略)</p> <p>(2) 洪水リスクの周知及び利用</p> <p>府及び市町村は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。</p> <p>市町村は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>(略)</p> <p>3 建築物の構造規制</p> <p>土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(ウ) 浸水想定区域内の地下街等で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(略)</p> <p>イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市町村長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>3 洪水・高潮リスクの開示</p> <p>(略)</p> <p>(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知</p> <p>府及び市町村は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。</p> <p>市町村は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>(略)</p> <p>3 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</p> <p>土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。</p>

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>5 警戒避難体制等 (略)</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> <p><u>6</u> 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知 (略)</p> <p>第7 宅地防災対策 (略)</p> <p>4 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>市町村は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>第1 危険物災害予防対策</p> <p>市町村（消防本部）は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。</p> <p><u>1</u> 規制</p> <p><u>(1)</u> 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。</p> <p><u>(2)</u> 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。</p> <p><u>(3)</u> 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。</p> <p><u>2</u> 指導</p>	<p>(略)</p> <p>5 警戒避難体制等 (略)</p> <p>土砂災害 <u>(特別)</u> 警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> <p><u>6</u> 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 市町村は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p><u>7</u> 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知 (略)</p> <p>第7 宅地防災対策 (略)</p> <p>4 府及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>市町村は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>第1 危険物災害予防対策</p> <p><u>1</u> 市町村</p> <p>市町村（消防本部）は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。</p> <p><u>(1)</u> 規制</p> <p><u>ア</u> 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。</p> <p><u>イ</u> 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。</p> <p><u>ウ</u> 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。</p> <p><u>(2)</u> 指導</p> <p><u>ア</u> 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害予防対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>(1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。</p> <p>(2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。</p> <p>(3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。</p> <p>(4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>3 自主保安体制の確立</p> <p>(1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。</p> <p>(2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。</p> <p>4 啓発</p> <p>危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>イ</u> 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。</p> <p><u>ウ</u> 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。</p> <p><u>エ</u> 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>(3) 自主保安体制の確立</p> <p><u>ア</u> 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。</p> <p><u>イ</u> 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。</p> <p>(4) 啓発</p> <p>危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。</p> <p>2 事業者</p> <p><u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>〔災害応急対策〕</p> <p>第 1 章 活動体制の確立</p> <p>第 1 節 組織動員</p> <p>(略)</p> <p>第 1 府の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>7 震災応急対策連絡会議の設置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 組織及び運営</p> <p>ア 組織構成</p> <p>大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第 3 師団第 3 部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社送配電カンパニー地域コミュニケーション部地域コミュニケーショングループ、大阪ガス株式会社中央保安指令部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)</p> <p>第 4 派遣部隊の活動</p> <p>派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。</p> <p>なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p>なお、府が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>〔災害応急対策〕</p> <p>第 1 章 活動体制の確立</p> <p>第 1 節 組織動員</p> <p>(略)</p> <p>第 1 府の組織体制</p> <p>(略)</p> <p>7 震災応急対策連絡会議の設置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 組織及び運営</p> <p>ア 組織構成</p> <p>大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第 3 師団第 3 部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力送配電株式会社地域コミュニケーション部地域コミュニケーショングループ、大阪ガス株式会社中央保安指令部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)</p> <p>第 4 派遣部隊の活動</p> <p>派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。</p> <p>なお、大規模な災害が発生した際には、<u>発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p>府が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。<u>府の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案																														
<p>第2章 情報収集伝達・警戒活動</p> <p>第1節 警戒期の情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(1) 注意報</p> <p>気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="276 1266 1421 1944"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には表3の条件に該当する場合である。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	発表基準	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。	(略)			高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には表3の条件に該当する場合である。	(略)			<p>(略)</p> <p><u>第7 関係機関の連絡調整</u></p> <p><u>内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。</u></p> <p><u>府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>第2章 情報収集伝達・警戒活動</p> <p>第1節 警戒期の情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、<u>災害の危険度が高まる地域を示す等</u>、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える<u>洪水警報の危険度分布等</u>の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(1) 注意報</p> <p>気象現象等によって災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1665 1266 2810 1944"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報</td> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。<u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、<u>具体的には表3の条件に該当する場合である</u>。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には表3の条件に該当する場合である。<u>暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報や、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種	類	発表基準	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u>	(略)			高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、 <u>具体的には表3の条件に該当する場合である</u> 。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には表3の条件に該当する場合である。 <u>暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報や、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	(略)		
種	類	発表基準																													
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。																													
(略)																															
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には表3の条件に該当する場合である。																													
(略)																															
種	類	発表基準																													
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u>																													
(略)																															
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、 <u>具体的には表3の条件に該当する場合である</u> 。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には表3の条件に該当する場合である。 <u>暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報や、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																													
(略)																															

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案																																						
<p>(2) 警報 気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="270 428 1418 747"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象警報</td> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 特別警報 気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="293 926 1394 1423"> <thead> <tr> <th>現 象 の 種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 気象情報 気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、<u>各地の気象台が担当地域を対象に</u>発表する。</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 大阪管区気象台と近畿地方整備局は、<u>淀川洪水予報実施要領</u>、<u>桂川洪水予報実施要領</u>、<u>大和川洪水予報実施要領</u>、<u>猪名川洪水予報実施要領</u>に基づき、<u>淀川、桂川、大和川、猪名川</u>の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第 14 条の 2 第 2 項、水防法第 10 条第 2 項) 洪水予報の関係機関への伝達経路は、[別図 1-3] による。</p>	種	類	発 表 基 準	気象警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。	(略)			現 象 の 種 類	発 表 基 準	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると 予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。	高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	(略)		<p>(2) 警報 気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1662 428 2810 747"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象警報</td> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。<u>関空島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 特別警報 気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1685 926 2786 1423"> <thead> <tr> <th>現 象 の 種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。</td> </tr> <tr> <td>高 潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 気象情報 気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、<u>気象庁が</u>発表する。</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 大阪管区気象台と近畿地方整備局は、<u>淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川洪水予報実施要領</u>、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、<u>対象河川</u>の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第 14 条の 2 第 2 項、水防法第 10 条第 2 項) 洪水予報の関係機関への伝達経路は、[別図 1-3] による。</p>	種	類	発 表 基 準	気象警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。</u>	(略)			現 象 の 種 類	発 表 基 準	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。	高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	(略)	
種	類	発 表 基 準																																					
気象警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。																																					
(略)																																							
現 象 の 種 類	発 表 基 準																																						
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると 予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																						
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。																																						
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																						
(略)																																							
種	類	発 表 基 準																																					
気象警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。</u>																																					
(略)																																							
現 象 の 種 類	発 表 基 準																																						
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																						
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。																																						
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																						
(略)																																							

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）				修正案			
標題（種類）		発表基準		標題（種類）		発表基準	
氾濫注意情報（洪水注意報）		いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		氾濫注意情報（洪水注意報）		いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
氾濫警戒情報（洪水警報）		いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報（洪水警報）		いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
氾濫危険情報（洪水警報）		いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報（洪水警報）		いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
氾濫発生情報（洪水警報）		洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。		氾濫発生情報（洪水警報）		洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
<p>大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、淀川、大和川、猪名川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。</p>				<p>大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、淀川、<u>桂川</u>、大和川、猪名川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。</p>			
3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報（略）				3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報（略）			
(表1) 大雨警報・注意報基準				(表1) 大雨警報・注意報基準			
市町村をまとめた地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準			
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準		
大阪市	大阪市	15	—	10	114		
北大阪	豊中市	17	138	12	91		
	池田市	20	138	15	91		
	吹田市	22	151	13	99		
	高槻市	20	155	14	102		
	茨木市	25	141	13	93		
	箕面市	19	138	14	91		
	摂津市	21	—	14	114		
	島本町	22	162	14	106		
	豊能町	17	141	9	93		
	能勢町	15	140	9	92		
東部大阪	守口市	19	—	13	114		
	枚方市	18	137	11	91		
	八尾市	20	137	12	91		
	寝屋川市	17	139	11	93		
	大東市	20	136	13	91		
	柏原市	20	143	10	95		
	門真市	17	—	12	114		
	東大阪市	15	150	10	100		
	四條畷市	20	122	12	81		
	交野市	20	130	15	87		

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）							修正案						
南河内	富田林市	15	127	8	87	南河内	富田林市	15	127	8	87		
	河内長野市	15	120	9	82	河内長野市	15	120	9	82			
	松原市	14	—	8	114	松原市	14	—	8	114			
	羽曳野市	20	119	10	82	羽曳野市	20	119	10	82			
	藤井寺市	21	—	10	114	藤井寺市	21	—	10	114			
	大阪狭山市	16	131	8	90	大阪狭山市	16	131	8	90			
	太子町	17	123	7	84	太子町	17	123	7	84			
	河南町	15	123	7	84	河南町	15	123	7	84			
	千早赤阪村	17	119	9	82	千早赤阪村	17	119	9	82			
	泉州	堺市	16	123	9	95	堺市	16	123	9	95		
		岸和田市	14	126	9	98	岸和田市	15	126	11	98		
		泉大津市	18	—	11	114	泉大津市	18	—	11	114		
		貝塚市	14	126	9	98	貝塚市	14	126	9	98		
		泉佐野市	18	130	11	101	泉佐野市	18	130	11	101		
		和泉市	18	127	11	99	和泉市	18	127	11	99		
		高石市	17	—	9	114	高石市	17	—	11	114		
		泉南市	19	135	9	105	泉南市	19	135	10	105		
		阪南市	20	139	11	108	阪南市	20	139	11	108		
		忠岡町	18	—	11	114	忠岡町	18	—	11	114		
熊取町		18	130	8	101	熊取町	18	130	8	101			
田尻町		17	139	11	108	田尻町	17	139	11	108			
岬町		14	136	9	106	岬町	14	136	9	106			

(略)

(略)

(表 2-1) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=10.1	平野川流域=(12, 5.6), 平野川分水路流域=(8, 5.5), 神崎川流域=(12, 19.5)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=9, 天竺川流域=9.7, 千里川流域=10.7, 高川流域=7.6, 兔川流域=2.6	旧猪名川流域=(17, 4.9), 天竺川流域=(23, 6.3), 千里川流域=(13, 5.5), 猪名川流域=(21, 24.7)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	池田市	江原川流域=7.9, 箕面川流域=12.7, 余野川流域=14.7	江原川流域=(12, 6.5), 余野川流域=(14, 8.6), 猪名川流域=(20, 22.8)	淀川[枚方], 猪名川[小戸]
	吹田市	糸田川流域=6.9, 山田川流域=8.4, 高川流域=5	糸田川流域=(22, 3.5), 山田川流域=(12, 7.5), 神崎川流域=(12, 17.8), 安威川流域=(14, 15.9)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	高槻市	芥川流域=16.9, 女瀬川流域=8.1, 檜尾川流域=10.4	女瀬川流域=(11, 6.6)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	茨木市	大正川流域=7.2, 茨木川流域=15.5, 安威川流域=19.1, 佐保川流域=9.9	—	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

(表 2-1) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=14.6	平野川分水路流域=(8, 10.8)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=9.4, 天竺川流域=9.8, 千里川流域=10.5, 高川流域=7.5, 兔川流域=2.5	旧猪名川流域=(10, 6.2), 千里川流域=(13, 6.1), 猪名川流域=(21, 25), 高川流域=(10, 2.2)	淀川[枚方], 猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	池田市	江原川流域=7.8, 箕面川流域=12.6, 余野川流域=14.6	江原川流域=(11, 6.5)	猪名川[小戸]
	吹田市	糸田川流域=7.5, 山田川流域=7.7, 高川流域=4.9	山田川流域=(12, 6.9)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	高槻市	芥川流域=16.8, 女瀬川流域=8.9, 檜尾川流域=10.1	女瀬川流域=(11, 7.3), 檜尾川流域=(11, 8.9)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	茨木市	大正川流域=9.2, 茨木川流域=15.4, 安威川流域=19.5, 佐保川流域=10.1	—	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）					修正案				
東部大阪	箕面市	千里川流域=7.2, 箕面川流域=11.8, 箕川流域=5.5	千里川流域=(22, 5.7), 箕面川流域=(22, 8.2)	—	箕面市	千里川流域=7.8, 箕面川流域=11.3, 箕川流域=5.4	—	—	—
	摂津市	山田川流域=9.2, 大正川流域=9.3, 正雀川流域=7.1	山田川流域=(22, 4.7), 安威川流域=(22, 15.8)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	摂津市	山田川流域=8.5, 大正川流域=11, 正雀川流域=7	山田川流域=(11, 7.6), 安威川流域=(19, 16.3)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	—
	島本町	水無瀬川流域=9.2	淀川流域=(20, 51.2)	淀川[枚方]	島本町	水無瀬川流域=10.9	—	淀川[枚方]	—
	豊能町	余野川流域=8.8, 初谷川流域=5.9	—	—	豊能町	余野川流域=10, 初谷川流域=6.8	—	—	—
	能勢町	一庫・大路次川流域=17.2, 野間川流域=4.6, 田尻川流域=12.2	—	—	能勢町	一庫・大路次川流域=18.5, 野間川流域=6.4, 田尻川流域=9.6	—	—	—
	守口市	—	—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	守口市	—	—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—
	枚方市	天野川流域=17.8, 穂谷川流域=10.5, 船橋川流域=9.3	天野川流域=(12, 12.3), 船橋川流域=(8, 6.9), 淀川流域=(8, 80.5)	淀川[枚方]	枚方市	天野川流域=18.7, 穂谷川流域=10.9, 船橋川流域=10	天野川流域=(9, 13.3), 船橋川流域=(9, 9.3), 淀川流域=(9, 79.2)	淀川[枚方]	—
	八尾市	楠根川流域=3.5	—	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	八尾市	楠根川流域=3.7	—	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—
	寝屋川市	讃良川流域=8.7, 古川流域=4.1	寝屋川流域=(16, 5), 古川流域=(8, 3.6)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	寝屋川市	讃良川流域=8.7, 古川流域=4.1	讃良川流域=(10, 7.7), 寝屋川流域=(16, 5.8), 古川流域=(10, 3.3)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—
	大東市	鍋田川流域=6.2, 権現川流域=6.5	権現川流域=(10, 5.3), 寝屋川流域=(10, 16.4)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	大東市	鍋田川流域=8.2, 権現川流域=6.9	権現川流域=(10, 5.2), 寝屋川流域=(10, 17.6)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—
	柏原市	—	平野川流域=(9, 2.4)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	柏原市	—	平野川流域=(9, 2.4)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—
	門真市	—	寝屋川流域=(9, 11.9)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	門真市	—	寝屋川流域=(10, 12.8)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—
	東大阪市	—	第二寝屋川流域=(12, 10.2)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	東大阪市	—	第二寝屋川流域=(13, 8.7)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—
四條畷市	清滝川流域=4.5, 讃良川流域=7.3	寝屋川流域=(9, 13.1)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	四條畷市	清滝川流域=4.8, 讃良川流域=7.7	讃良川流域=(10, 6.9), 寝屋川流域=(10, 13.8)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	—	
交野市	天野川流域=16.3, 北川流域=7.1	天野川流域=(10, 14.2)	—	交野市	天野川流域=15.7, 北川流域=8.8	天野川流域=(9, 13.4), 北川流域=(9, 8.3)	—	—	
南河内	富田林市	東除川流域=3.9, 千早川流域=15, 佐備川流域=7.3	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	富田林市	東除川流域=4.6, 千早川流域=14.9, 佐備川流域=8.2	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	—
	河内長野市	西除川流域=6.4, 天見川流域=16.5	石川流域=(13, 15.5)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	河内長野市	西除川流域=7.1, 天見川流域=17.3	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	—
	松原市	西除川流域=13.2, 東除川流域=10.1	—	大和川下流[柏原]	松原市	西除川流域=15.5, 東除川流域=14.6	—	大和川下流[柏原]	—
	羽曳野市	東除川流域=9.3	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	羽曳野市	東除川流域=13.2	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	—
	藤井寺市	—	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	藤井寺市	—	—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	—
	大阪狭山市	西除川流域=7.9, 東除川流域=3.6	西除川流域=(8, 5.3)	—	大阪狭山市	西除川流域=9.5, 東除川流域=2.5	西除川流域=(8, 8.5)	—	—
	太子町	飛鳥川流域=6.1, 太井川流域=6	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	太子町	飛鳥川流域=8.3, 太井川流域=5.9	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	—
	河南町	梅川流域=7.5, 千早川流域=14.6	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	河南町	梅川流域=9.1, 千早川流域=14.7	—	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	—
	千早赤阪村	千早川流域=14.4	—	—	千早赤阪村	千早川流域=14.5	—	—	—

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）					修正案				
泉州	堺市	西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, 石津川流域=23.2, 和田川流域=8.4	西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, 13.3)	大和川下流[柏原]	泉州	堺市	西除川流域=10.6, 東除川流域=8.8, 石津川流域=24.7, 和田川流域=11.1	西除川流域=(7, 9.5), 石津川流域=(8, 13.6)	大和川下流[柏原]
	岸和田市	春木川流域=8.9, 津田川流域=11, 松尾川流域=13.6	春木川流域=(14, 4.8)	大津川水系牛滝川[山直橋]		岸和田市	春木川流域=10.7, 津田川流域=12.4, 松尾川流域=10.8	二	大津川水系牛滝川[山直橋]
	泉大津市		—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]		泉大津市		—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	貝塚市	津田川流域=9.9, 近木川流域=12.6, 見出川流域=9.2	近木川流域=(6, 12.4)	—		貝塚市	津田川流域=11.7, 近木川流域=14.2, 見出川流域=9.2	近木川流域=(7, 13.5)	—
	泉佐野市	見出川流域=9.1, 佐野川流域=10.2, 櫻井川流域=15.7	佐野川流域=(8, 9.2)	—		泉佐野市	見出川流域=9.6, 佐野川流域=11.1, 櫻井川流域=15.8	佐野川流域=(8, 9.3)	—
	和泉市	松尾川流域=13.5	二	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]		和泉市	松尾川流域=10.6	横尾川流域=(8, 14.2)	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	高石市	芦田川流域=6.6, 王子川流域=6.5	芦田川流域=(12, 3.5), 王子川流域=(16, 4.1)	—		高石市	芦田川流域=6.5, 王子川流域=8.2	芦田川流域=(12, 3.5)	—
	泉南市	男里川流域=23.1, 新家川流域=7.3, 金熊寺川流域=17.7, 櫻井川流域=17.8	—	—		泉南市	男里川流域=23.6, 新家川流域=10, 金熊寺川流域=15.2, 櫻井川流域=19.8	—	—
	阪南市	男里川流域=22.6, 茶屋川流域=7.7, 金熊寺川流域=17.7	—	—		阪南市	男里川流域=23.9, 茶屋川流域=9.2, 金熊寺川流域=15.2	—	—
	忠岡町		—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]		忠岡町		—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	熊取町	見出川流域=6.5, 住吉川流域=3.6, 雨山川流域=6.5	見出川流域=(8, 6)	—		熊取町	見出川流域=6.5, 住吉川流域=3.6, 雨山川流域=6.6	見出川流域=(8, 6)	—
	田尻町	櫻井川流域=19.9	—	—		田尻町	櫻井川流域=20.2	—	—
	岬町	番川流域=10.4, 大川流域=9.4, 東川流域=10.1, 西川流域=8.8	—	—		岬町	番川流域=11.8, 大川流域=11.5, 東川流域=12.7, 西川流域=8.7	—	—

(略)

(略)

(表 2-2) 洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=6.3	平野川流域=(5, 4.2), 平野川分水路流域=(5, 3.9), 寝屋川流域=(5, 12.7), 第二寝屋川流域=(5, 10.8), 神崎川流域=(5, 14.7)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=7.2, 天竺川流域=7.7, 千里川流域=8.5, 高川流域=5.3, 兔川流域=2	旧猪名川流域=(11, 4.4), 天竺川流域=(11, 5.7), 千里川流域=(13, 5), 猪名川流域=(11, 22.2)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	池田市	江原川流域=6.3, 箕面川流域=10.1, 余野川流域=11.7	江原川流域=(7, 5.9), 箕面川流域=(7, 9.5), 余野川流域=(13, 7.7), 猪名川流域=(12, 20.5)	猪名川[小戸]
	吹田市	糸田川流域=5.5, 山田川流域=6.7, 高川流域=3.5	糸田川流域=(13, 3.2), 山田川流域=(7, 6.2), 神崎川流域=(5, 13.4), 安威川流域=(13, 14.3)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	高槻市	芥川流域=13.5, 女瀬川流域=6.4, 檜尾川流域=8.3	芥川流域=(11, 10.8), 女瀬川流域=(7, 5.9), 檜尾川流域=(11, 6.6)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	茨木市	大正川流域=5.7, 茨木川流域=12.4, 安威川流域=13.4	佐保川流域=(6, 6.9)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

(表 2-2) 洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
大阪市	大阪市	東除川流域=11.6	平野川流域=(5, 5.8), 平野川分水路流域=(8, 6.4), 寝屋川流域=(5, 12.7), 第二寝屋川流域=(8, 17), 神崎川流域=(9, 19.2)	大和川下流[柏原], 淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
北大阪	豊中市	旧猪名川流域=7.5, 天竺川流域=7.8, 千里川流域=8.4, 高川流域=6, 兔川流域=2	旧猪名川流域=(6, 5.6), 天竺川流域=(6, 6.3), 千里川流域=(13, 5.5), 猪名川流域=(11, 22.5), 兔川流域=(6, 2)	猪名川[小戸], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	池田市	江原川流域=6.2, 箕面川流域=10, 余野川流域=11.6	江原川流域=(7, 5.9), 箕面川流域=(11, 8), 余野川流域=(13, 7.4), 猪名川流域=(12, 23.7)	猪名川[小戸]
	吹田市	糸田川流域=6, 山田川流域=6.1, 高川流域=3.9	糸田川流域=(10, 4.8), 山田川流域=(7, 5.7), 神崎川流域=(10, 20.2), 安威川流域=(13, 18.7)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	高槻市	芥川流域=13.4, 女瀬川流域=7.1, 檜尾川流域=8	芥川流域=(11, 10.7), 女瀬川流域=(7, 6.6), 檜尾川流域=(7, 8)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	茨木市	大正川流域=7.3, 茨木川流域=12.3, 安威川流域=15.6	大正川流域=(6, 6.4), 佐保川流域=(12, 6)	淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）					修正案				
			佐保川流域=6.9				佐保川流域=8		
	箕面市	千里川流域=5.7, 箕面川流域=9.4, 箕川流域=4.4	千里川流域=(7, 5.1), 箕面川流域=(12, 7.4), 箕川流域=(7, 4.4)	—		箕面市	千里川流域=6.2, 箕面川流域=9, 箕川流域=4.3	千里川流域=(7, 6.2), 箕面川流域=(11, 7.2), 箕川流域=(7, 4.3)	—
	摂津市	山田川流域=7.3, 大正川流域=7.4, 正雀川流域=5	山田川流域=(11, 4.2), 大正川流域=(7, 7.4), 安威川流域=(12, 14.2)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]		摂津市	山田川流域=6.8, 大正川流域=8.8, 正雀川流域=5.6	山田川流域=(9, 4.4), 大正川流域=(7, 8.8), 安威川流域=(11, 14.7)	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]
	島本町	水無瀬川流域=7.3	水無瀬川流域=(7, 6.1), 淀川流域=(12, 46.1)	淀川[枚方]		島本町	水無瀬川流域=8.7	水無瀬川流域=(13, 6.7), 淀川流域=(11, 66.2)	淀川[枚方]
	豊能町	余野川流域=7, 初谷川流域=4.7	初谷川流域=(12, 3.8)	—		豊能町	余野川流域=8, 初谷川流域=5.4	余野川流域=(6, 8), 初谷川流域=(8, 4.6)	—
	能勢町	一庫・大路次川流域=13.7, 野間川流域=3.6, 田尻川流域=8.5	一庫・大路次川流域=(7, 13.1), 野間川流域=(7, 3.5), 田尻川流域=(5, 8.5)	—		能勢町	一庫・大路次川流域=14.8, 野間川流域=5.1, 田尻川流域=7.6	一庫・大路次川流域=(5, 14.2), 野間川流域=(5, 5), 田尻川流域=(7, 5.4)	—
東部大阪	守口市		—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]	東部大阪	守口市		—	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	枚方市	天野川流域=14.2, 穂谷川流域=8.4, 船橋川流域=7.4	天野川流域=(9, 11.1), 穂谷川流域=(5, 6.5), 船橋川流域=(8, 5.9), 淀川流域=(7, 54.4)	淀川[枚方]		枚方市	天野川流域=14.9, 穂谷川流域=8.7, 船橋川流域=8	天野川流域=(9, 11.9), 穂谷川流域=(6, 7), 船橋川流域=(8, 8), 淀川流域=(9, 66.6)	淀川[枚方]
	八尾市	楠根川流域=2.5	平野川流域=(6, 3.9), 恩智川流域=(10, 3.2), 楠根川流域=(10, 2.3)	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		八尾市	楠根川流域=2.9	平野川流域=(6, 5.8), 恩智川流域=(6, 4.9), 楠根川流域=(6, 2.9)	大和川下流[柏原], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	寝屋川市	讃良川流域=6.9, 古川流域=2.9	讃良川流域=(5, 6.9), 寝屋川流域=(9, 4.5), 古川流域=(5, 2.2)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		寝屋川市	讃良川流域=6.9, 古川流域=3.2	讃良川流域=(6, 6.9), 寝屋川流域=(12, 4.5), 古川流域=(6, 2.4)	淀川[枚方], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	大東市	鍋田川流域=5, 権現川流域=5.2	鍋田川流域=(6, 4.2), 権現川流域=(6, 4.8), 寝屋川流域=(10, 14.4), 恩智川流域=(6, 11.7)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		大東市	鍋田川流域=6.5, 権現川流域=5.5	鍋田川流域=(6, 4.9), 権現川流域=(6, 4.7), 寝屋川流域=(10, 15), 恩智川流域=(6, 11.9)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	柏原市		平野川流域=(6, 2.1)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		柏原市		平野川流域=(6, 2.1)	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋], 淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	門真市		寝屋川流域=(9, 5.8), 古川流域=(6, 6.8)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		門真市		寝屋川流域=(8, 6.1), 古川流域=(6, 6.8)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	東大阪市		第二寝屋川流域=(8, 8.1), 恩智川流域=(7, 6.2)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		東大阪市		第二寝屋川流域=(9, 7.3), 恩智川流域=(8, 6.5)	淀川水系寝屋川流域[寝屋川治水緑地(寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地(恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]
	四條畷市	清滝川流域=3.6, 讃良川流域=5.8	寝屋川流域=(9, 6.4)	—		四條畷市	清滝川流域=3.8, 讃良川流域=6.1	清滝川流域=(6, 3.8), 讃良川流域=(6, 6.1), 寝屋川流域=(8, 6.6)	—
	交野市	天野川流域=13, 北川流域=5.6	天野川流域=(10, 11)	—		交野市	天野川流域=12.5, 北川流域=7	天野川流域=(9, 10), 北川流域=(6, 7)	—
南河内	富田林市	東除川流域=2.7, 千早川流域=12, 佐備川流域=5.8	東除川流域=(5, 2.7), 佐備川流域=(7, 4.8), 石川流域=(7, 10.2)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]	南河内	富田林市	東除川流域=3.6, 千早川流域=11.9, 佐備川流域=6.5	東除川流域=(5, 3.6), 佐備川流域=(7, 5.5), 石川流域=(7, 13.2)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	河内長野市	西除川流域=5.1, 天見川流域=13.2	天見川流域=(5, 13), 石川流域=(5, 14)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]		河内長野市	西除川流域=5.6, 天見川流域=13.8	天見川流域=(7, 13.6), 石川流域=(5, 17.5)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	松原市	西除川流域=10.6, 東除川流域=7.3	西除川流域=(5, 8)	大和川下流[柏原]		松原市	西除川流域=12.4, 東除川流域=11.6	西除川流域=(5, 8.8)	大和川下流[柏原]
	羽曳野市	東除川流域=6.6	東除川流域=(5, 6.3)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]		羽曳野市	東除川流域=10.5	東除川流域=(8, 8.4)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	藤井寺市		—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]		藤井寺市		—	大和川下流[柏原], 大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	大阪狭山市	西除川流域=6.3, 東除川流域=2.6	西除川流域=(7, 3.5), 東除川流域=(5, 2.6)	—		大阪狭山市	西除川流域=7.6, 東除川流域=2	西除川流域=(7, 4.1), 東除川流域=(5, 2)	—
	太子町	飛鳥川流域=4.9, 太井川流域=4.8	太井川流域=(5, 4.8)	—		太子町	飛鳥川流域=6.6, 太井川流域=4.7	太井川流域=(5, 4.4)	—

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）				
泉州	河南町	梅川流域=6, 千早川流域=11.6	梅川流域=(5, 5.6), 千早川流域=(5, 9.8)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	千早赤阪村	千早川流域=11.5	千早川流域=(5, 10.5)	—
	堺市	西除川流域=7.8, 東除川流域=4.5, 石津川流域=18.6, 和田川流域=6.7	西除川流域=(8, 6.6), 東除川流域=(5, 4.5), 石津川流域=(8, 12), 和田川流域=(5, 6.7)	大和川下流[柏原]
	岸和田市	春木川流域=7.1, 津田川流域=8.8, 松尾川流域=10.8	春木川流域=(7, 3.9), 津田川流域=(7, 5.7), 牛滝川流域=(5, 7)	大津川水系牛滝川[山直橋]
	泉大津市		横尾川流域=(5, 12.4)	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	貝塚市	津田川流域=7.9, 近木川流域=8.9, 見出川流域=7.3	津田川流域=(5, 6.7), 近木川流域=(6, 8), 見出川流域=(5, 7.3)	—
	泉佐野市	見出川流域=7.2, 佐野川流域=8.1, 櫻井川流域=11	見出川流域=(5, 7.2), 佐野川流域=(8, 5.1)	—
	和泉市	松尾川流域=10.8	松尾川流域=(5, 6.6), 横尾川流域=(5, 12.4)	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	高石市	芦田川流域=5.2, 王子川流域=5.2	芦田川流域=(7, 2.6), 王子川流域=(7, 3)	—
	泉南市	男里川流域=18.5, 新家川流域=5.8, 金熊寺川流域=14.1, 櫻井川流域=12.5	新家川流域=(5, 5.7)	—
	阪南市	男里川流域=18.1, 茶屋川流域=6.2, 金熊寺川流域=14.1	—	—
	忠岡町		—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	熊取町	見出川流域=5.2, 住吉川流域=2.8, 雨山川流域=5.2	見出川流域=(5, 3.3), 住吉川流域=(5, 2.8), 雨山川流域=(5, 5)	—
	田尻町	櫻井川流域=14	—	—
	岬町	番川流域=8.3, 大川流域=7.5, 東川流域=8, 西川流域=7	番川流域=(5, 7.5), 大川流域=(5, 7.1), 東川流域=(5, 8), 西川流域=(5, 7)	—

(略)

第3 津波警報・注意報等の伝達

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 沖合の津波観測に関する情報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所
		10m (5m<予想高さ≤10m)		

修正案				
泉州	河南町	梅川流域=7.2, 千早川流域=11.7	梅川流域=(5, 6.8), 千早川流域=(5, 9.9)	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	千早赤阪村	千早川流域=11.6	千早川流域=(5, 10.6)	—
	堺市	西除川流域=8.4, 東除川流域=7, 石津川流域=19.7, 和田川流域=8.8	西除川流域=(7, 6.7), 東除川流域=(5, 7), 石津川流域=(8, 12.2), 和田川流域=(5, 6.6)	大和川下流[柏原]
	岸和田市	春木川流域=8.5, 津田川流域=9.9, 松尾川流域=8.6	津田川流域=(9, 7.9), 牛滝川流域=(5, 8.8)	大津川水系牛滝川[山直橋]
	泉大津市		—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	貝塚市	津田川流域=9.3, 近木川流域=10.2, 見出川流域=7.3	津田川流域=(8, 7.7), 近木川流域=(7, 10.2), 見出川流域=(5, 7.3)	—
	泉佐野市	見出川流域=7.6, 佐野川流域=8.8, 櫻井川流域=12.6	見出川流域=(5, 7.5), 佐野川流域=(7, 5.1)	—
	和泉市	松尾川流域=8.4	松尾川流域=(5, 4.5), 横尾川流域=(8, 10.1)	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	高石市	芦田川流域=5.2, 王子川流域=6.5	芦田川流域=(5, 3.2), 王子川流域=(9, 5.2)	—
	泉南市	男里川流域=18.8, 新家川流域=8, 金熊寺川流域=12.1, 櫻井川流域=15.8	新家川流域=(5, 7.5)	—
	阪南市	男里川流域=19.1, 茶屋川流域=7.3, 金熊寺川流域=12.1	—	—
	忠岡町		—	大津川水系大津川・横尾川[川中橋], 大津川水系牛滝川[山直橋]
	熊取町	見出川流域=5.2, 住吉川流域=2.8, 雨山川流域=5.2	見出川流域=(5, 3.3), 住吉川流域=(8, 2.2), 雨山川流域=(5, 5)	—
	田尻町	櫻井川流域=16.1	櫻井川流域=(5, 16.1)	—
	岬町	番川流域=9.4, 大川流域=9.2, 東川流域=10.1, 西川流域=6.9	番川流域=(5, 7.6), 大川流域=(5, 8.5), 東川流域=(9, 8.1), 西川流域=(5, 6.9)	—

(略)

第3 津波警報・注意報等の伝達

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 沖合の津波観測に関する情報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所
		10m (5m<予想高さ≤10m)		

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）					修正案				
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		から離れない。			5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記なし)	海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
(略)					(略)				
(2) 津波情報 (略)					(2) 津波情報 (略)				
沿岸における最大波の観測値の発表内容					沿岸における最大波の観測値の発表内容				
警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容			警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容		
大津波警報	1 m 超	数値			大津波警報	1 m 超	数値		
	1 m 以下	「□観測中」				1 m 以下	「□観測中」		
津波警報	0.2 m 以上	数値			津波警報	0.2 m 以上	数値		
	0.2 m 未満	「観測中」				0.2 m 未満	「観測中」		
津波注意報	高さに関わらず	数値（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）			津波注意報	高さに関わらず	数値（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）		
(略)					(略)				
第5 住民への周知					第5 住民への周知				
<p>1 近畿地方整備局、大阪管区气象台及び府は、河川の洪水、土砂災害の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象、土砂災害警戒情報・<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。</p>					<p>1 近畿地方整備局、大阪管区气象台及び府は、河川の洪水、土砂災害の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象、土砂災害警戒情報・<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。</p>				
<p>2 大阪管区气象台は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。</p>					<p>2 大阪管区气象台は、<u>台風等による暴風時</u>や竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解できるよう、<u>暴風警報</u>や竜巻注意情報等の<u>暴風</u>や竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、報道機関等の協力を得て、府民に正確な知識を普及するものとする。</p>				
<p>3 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。</p>					<p>3 府は、日本放送協会（大阪<u>拠点</u>放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。</p>				

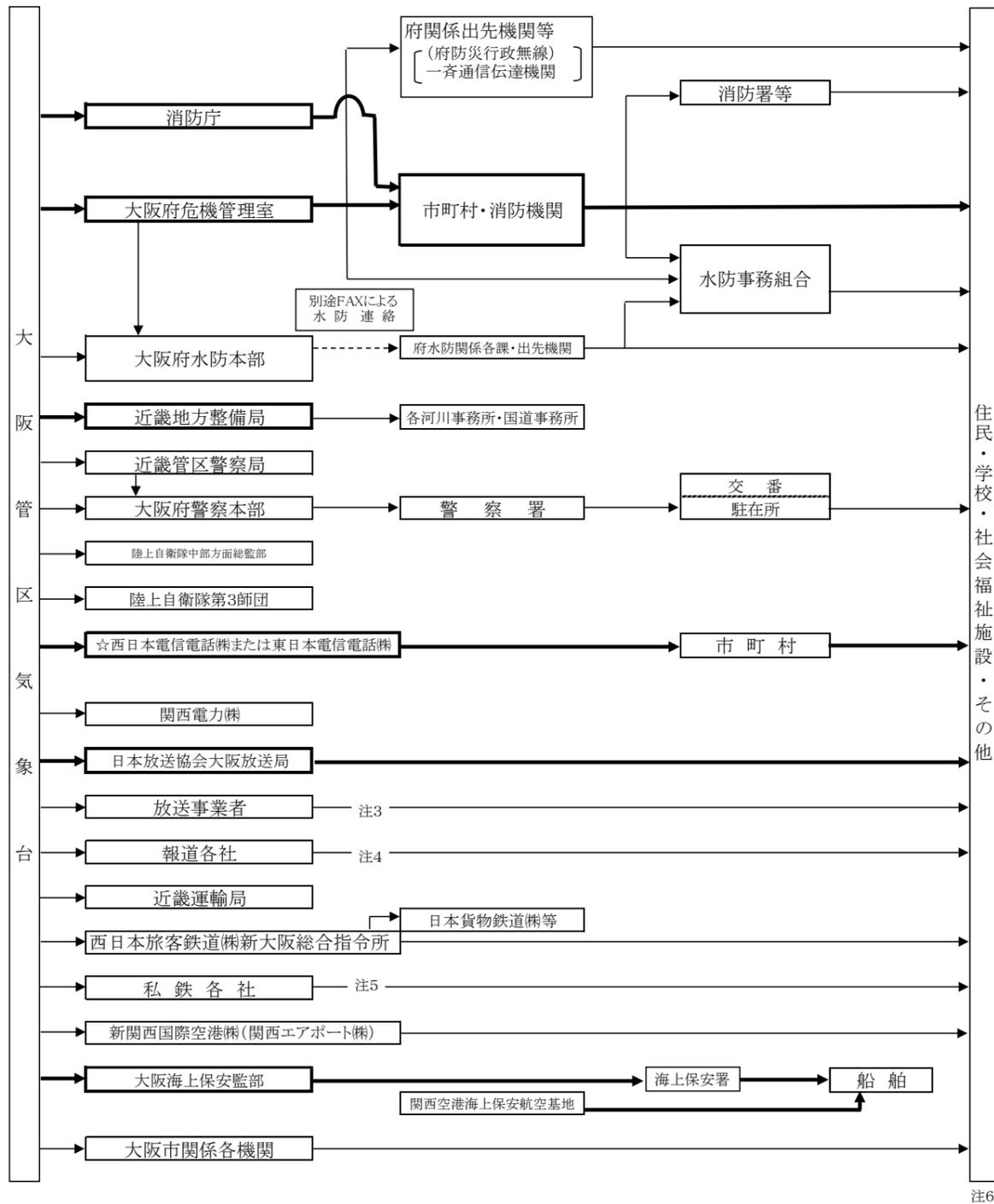
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。</p> <p>なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。</p> <p>なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。</p> <p>（略）</p> <p><u>5 市町村は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。また、大阪府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。</u></p> <p><u>6 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）

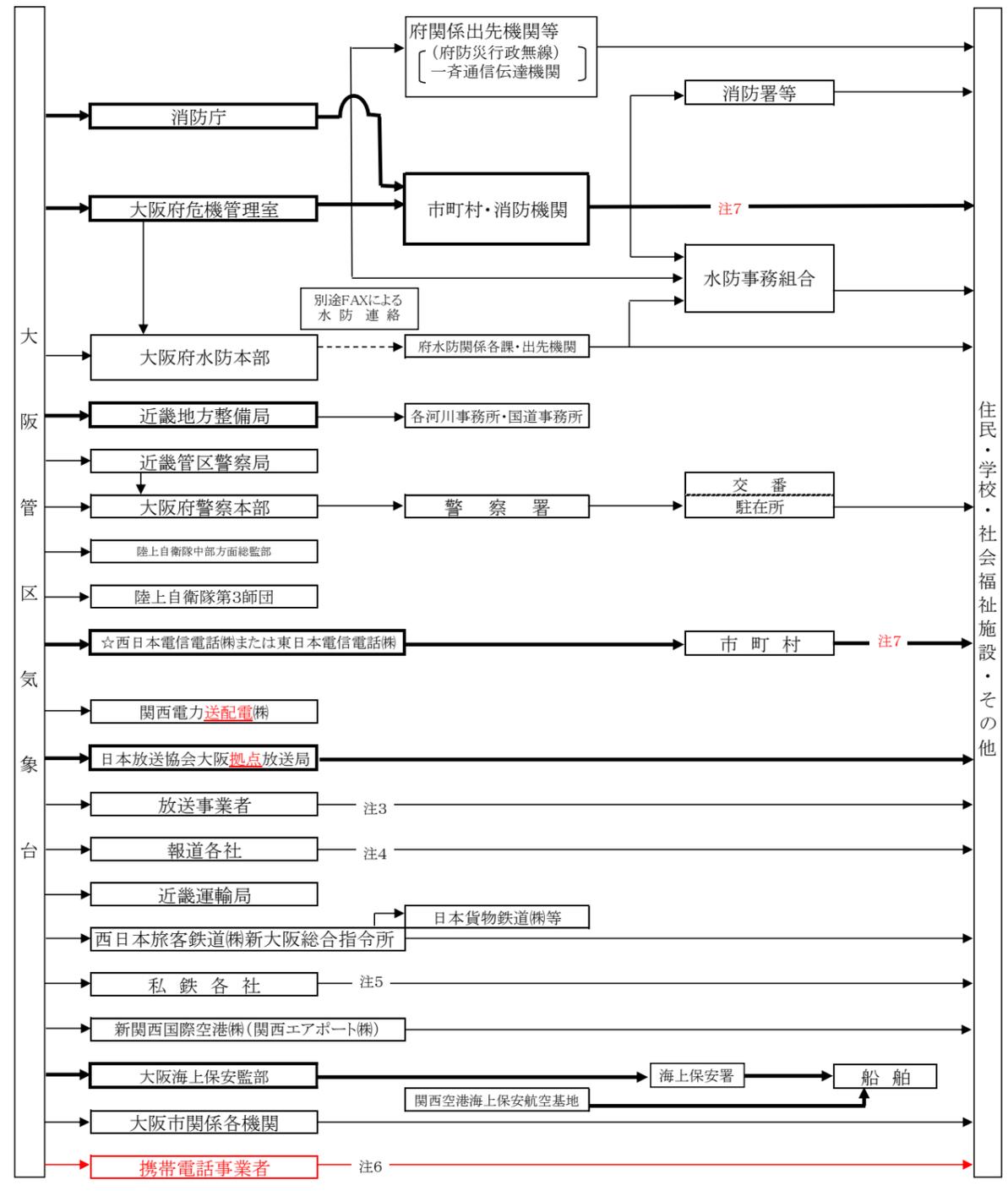
〔別図1-1〕 気象予警報等の関係機関への伝達経路



(注) (略)
 3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面 FM まちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株

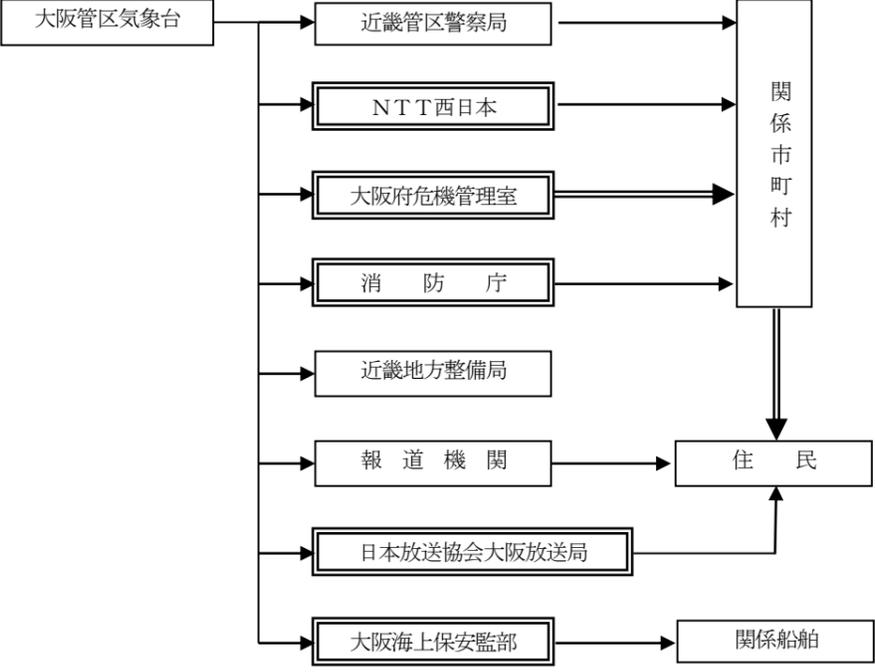
修正案

〔別図1-1〕 気象予警報等の関係機関への伝達経路



(注) (略)
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面 FM まちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社 FM802

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

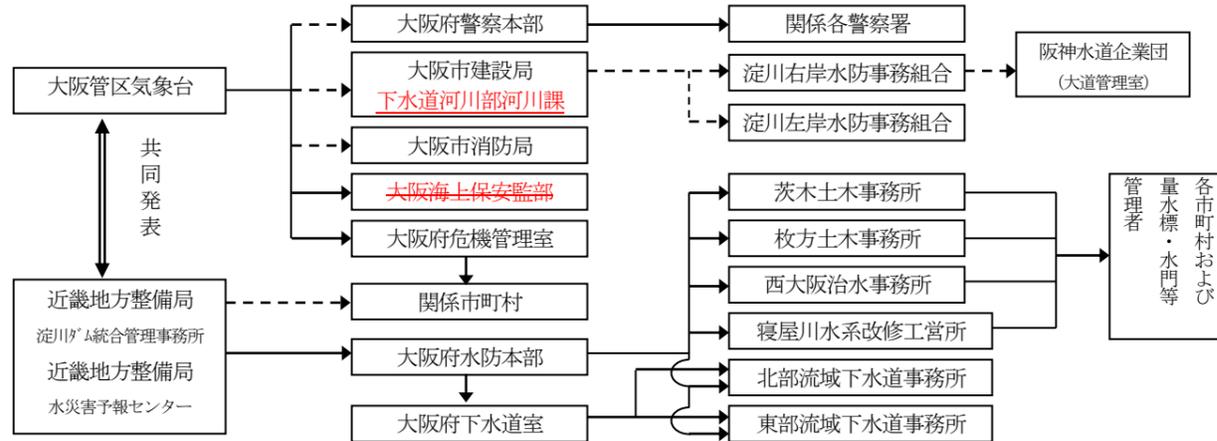
大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>式会社 FM802 (FMC0. CO. L0) の <u>12</u> 社である。</p> <p>(略)</p> <p>5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、<u>大阪高速鉄道株式会社</u>、株式会社大阪港トランスポートシステムの <u>10</u> 社である。</p> <p>(略)</p> <p>(別図 1-2) 気象特別警報（地震動警報を除く（注）3）の関係機関への伝達経路</p>  <p>(略)</p>	<p>(FMC0. CO. L0) の <u>11</u> 社である。</p> <p>(略)</p> <p>5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、<u>大阪モノレール株式会社</u>、株式会社大阪港トランスポートシステム、<u>大阪市高速電気軌道株式会社</u> の <u>11</u> 社である。</p> <p>(略)</p> <p><u>7 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。（気象業務法第 15 条の 2）</u></p> <p>(略)</p> <p>(別図 1-2) 削除</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）

〔別図1-3〕洪水予報等の関係機関への伝達経路（大阪管区气象台・近畿地方整備局）

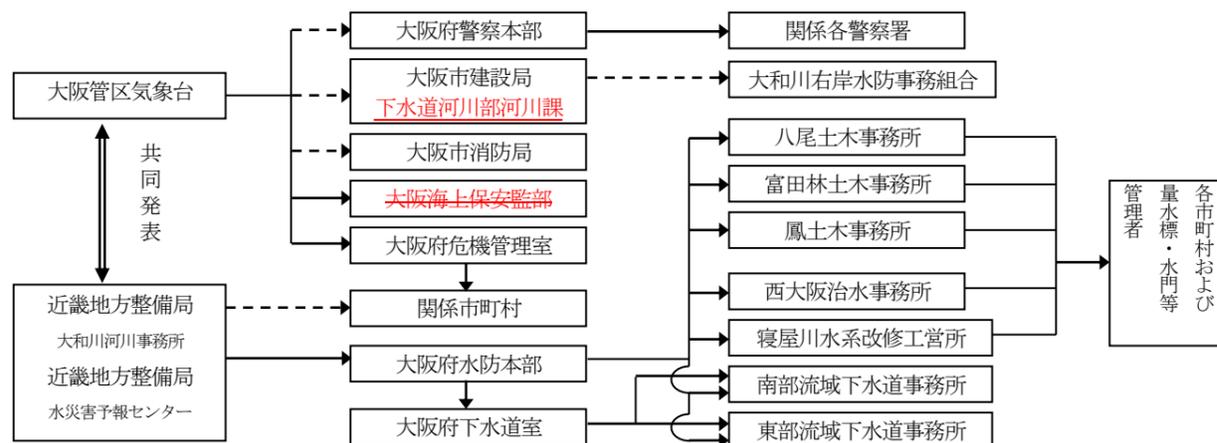
【淀川洪水予報連絡系統】



(略)

— 専用回線
- - - 専用回線以外

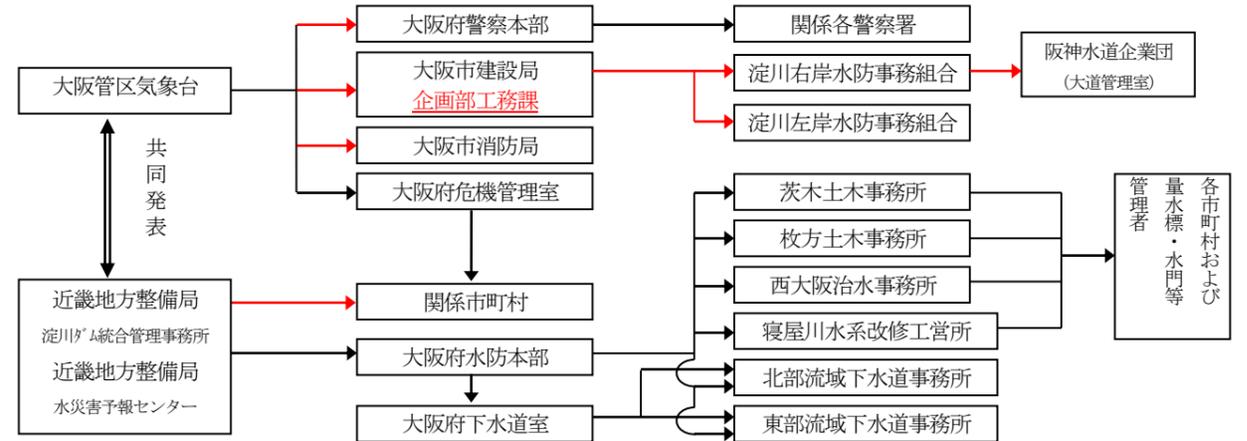
【大和川洪水予報連絡系統】



修正案

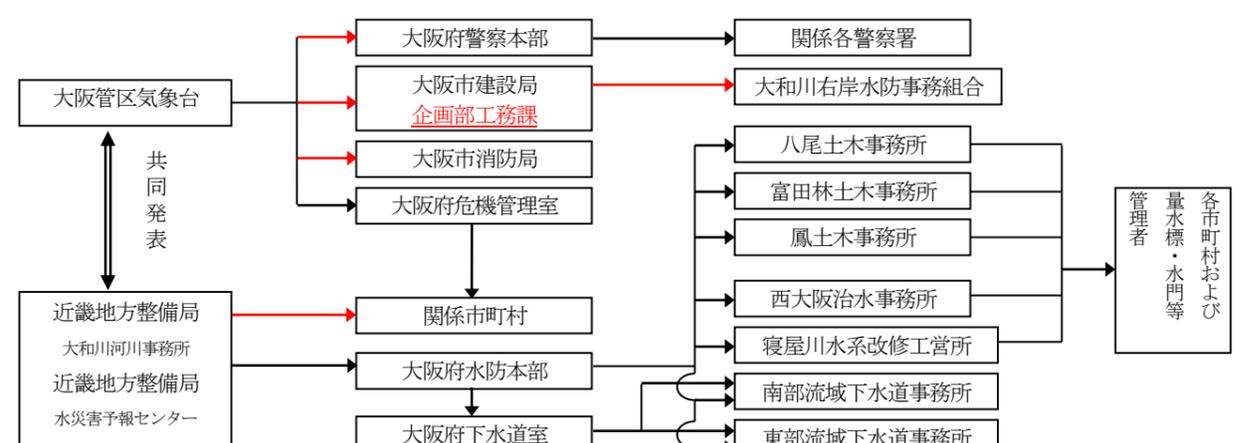
〔別図1-2〕洪水予報等の関係機関への伝達経路（大阪管区气象台・近畿地方整備局）

【淀川洪水予報連絡系統】



(略)

【大和川洪水予報連絡系統】



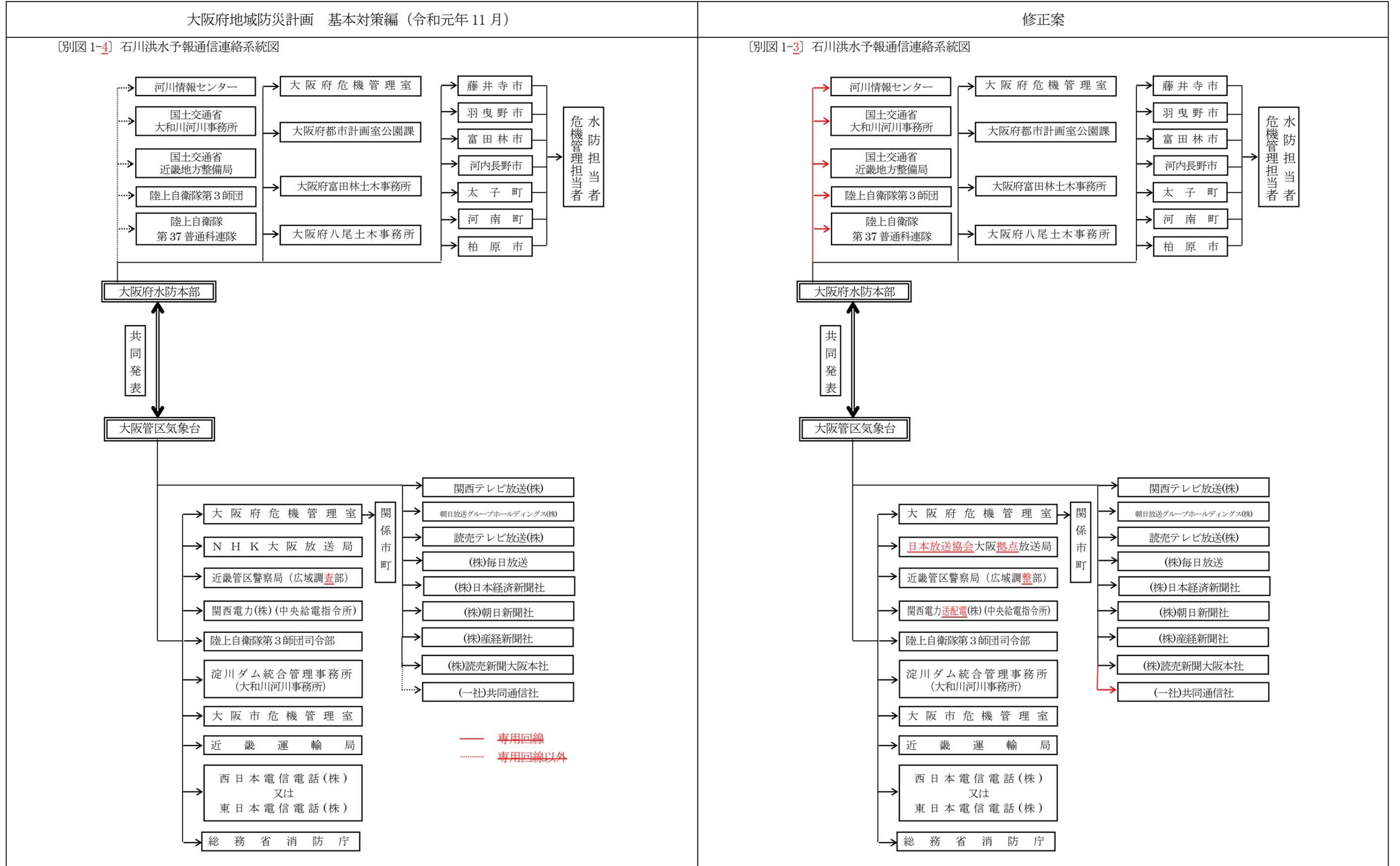
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）	修正案
<p>【猪名川洪水予報連絡系統】</p> <p>(略)</p>	<p>【猪名川洪水予報連絡系統】</p> <p>(略)</p>

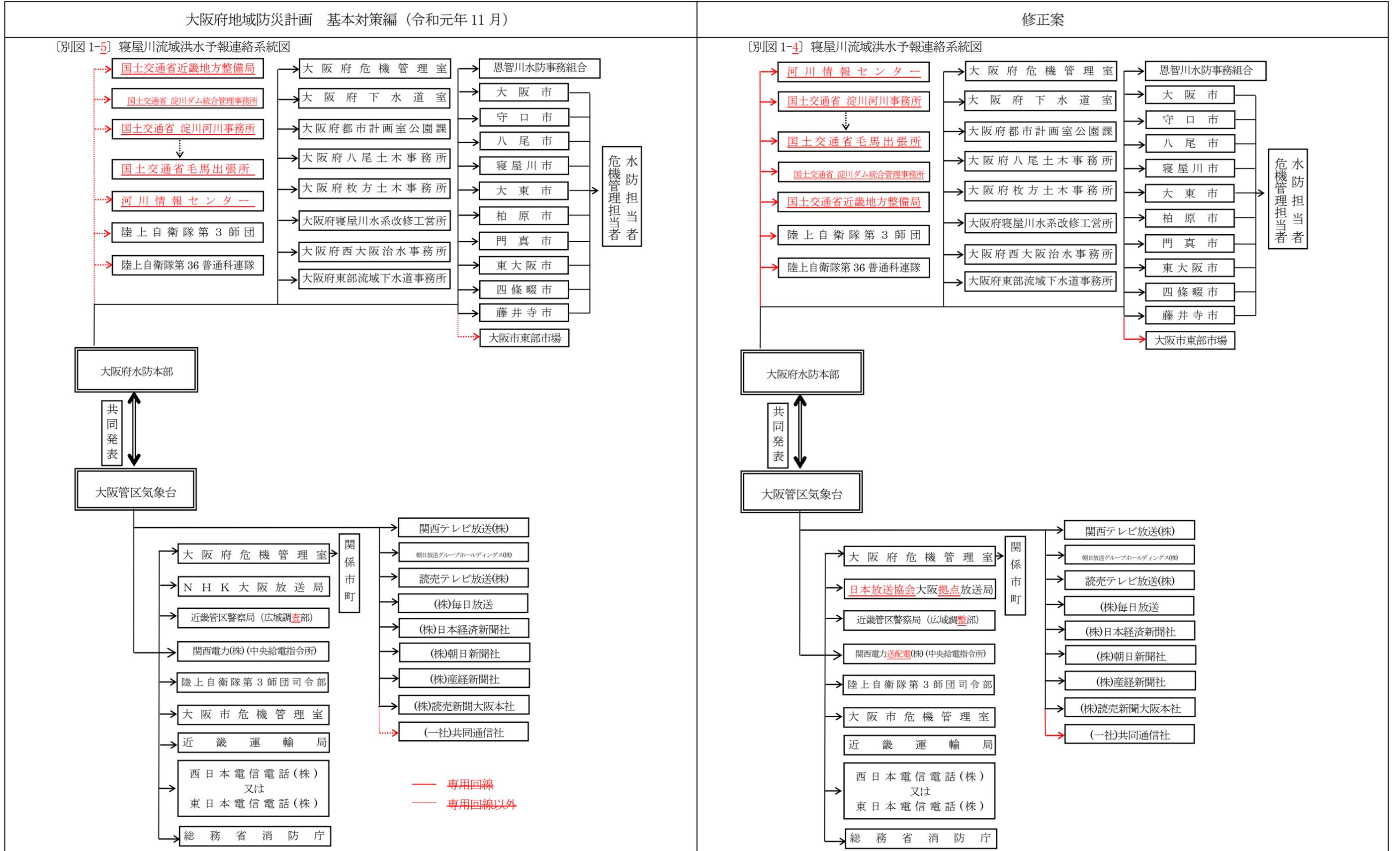
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策



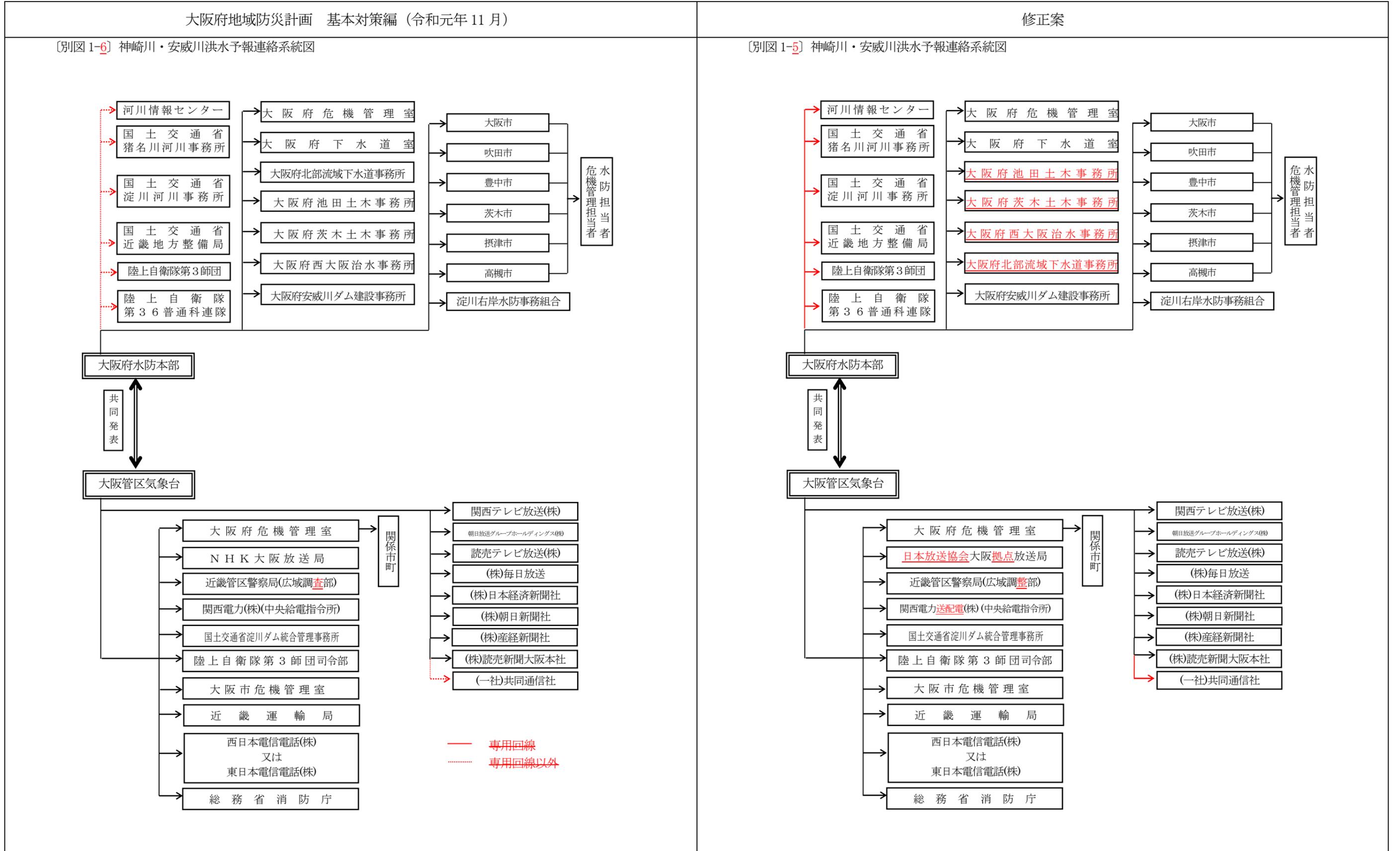
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

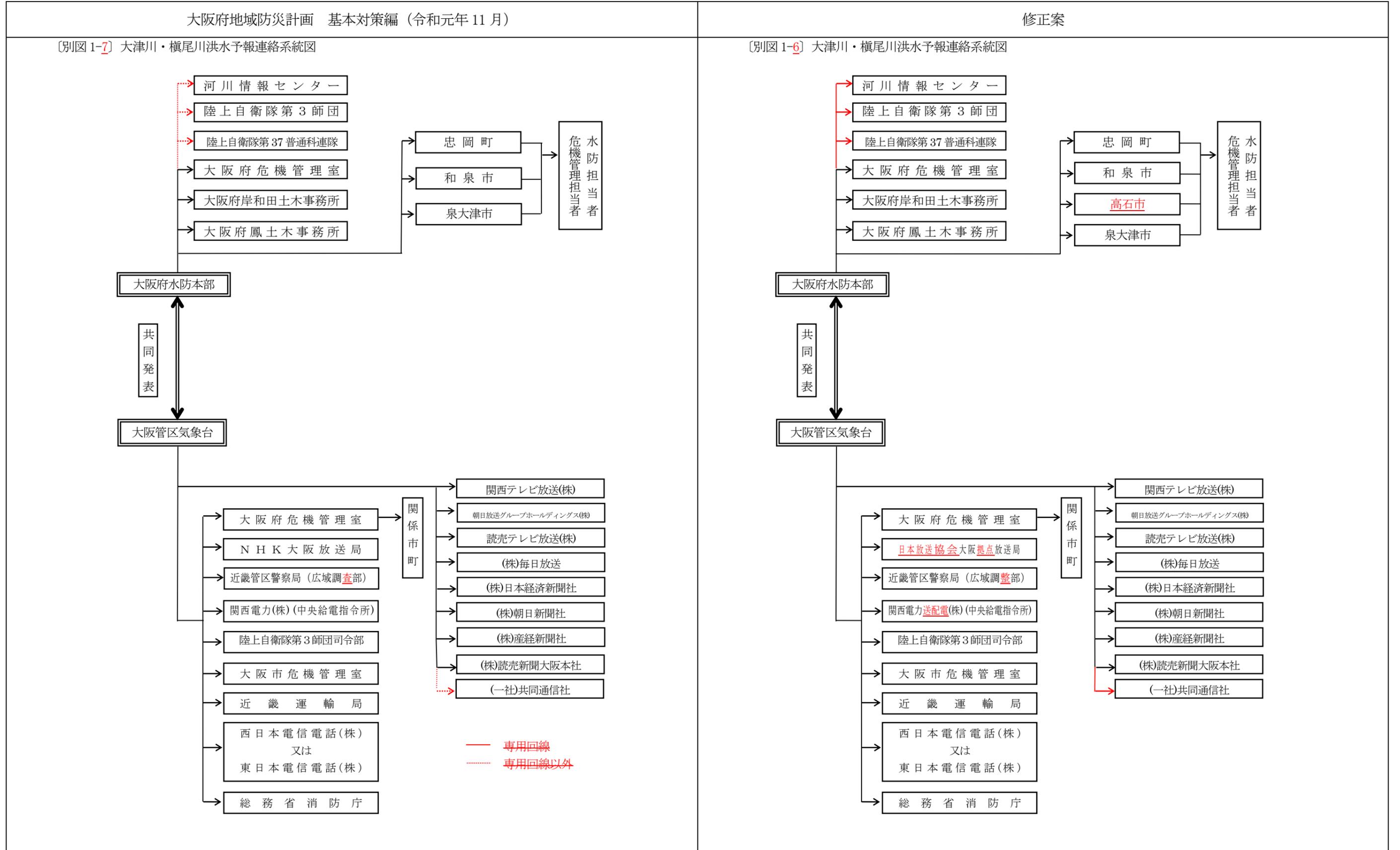


大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

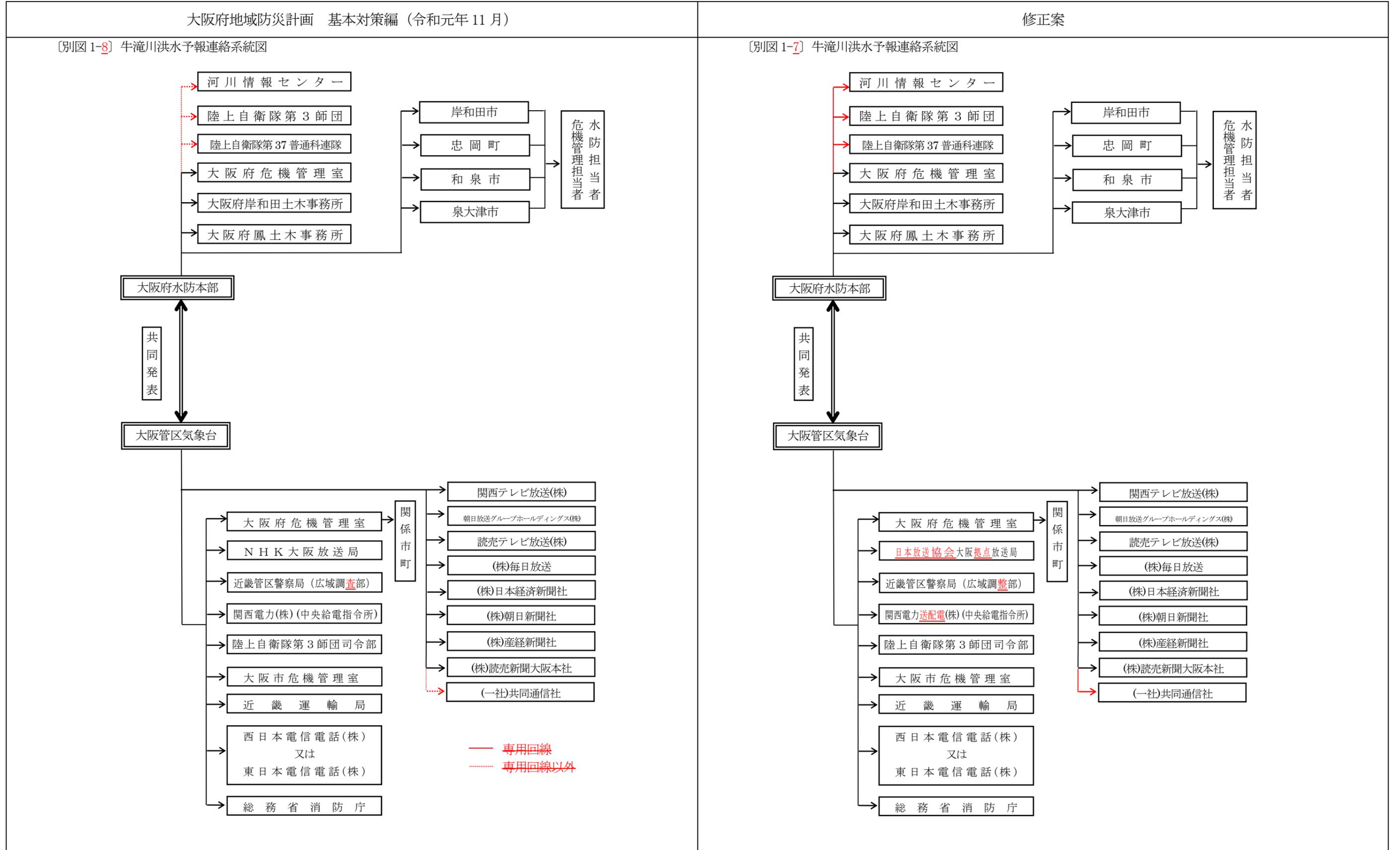
災害応急対策



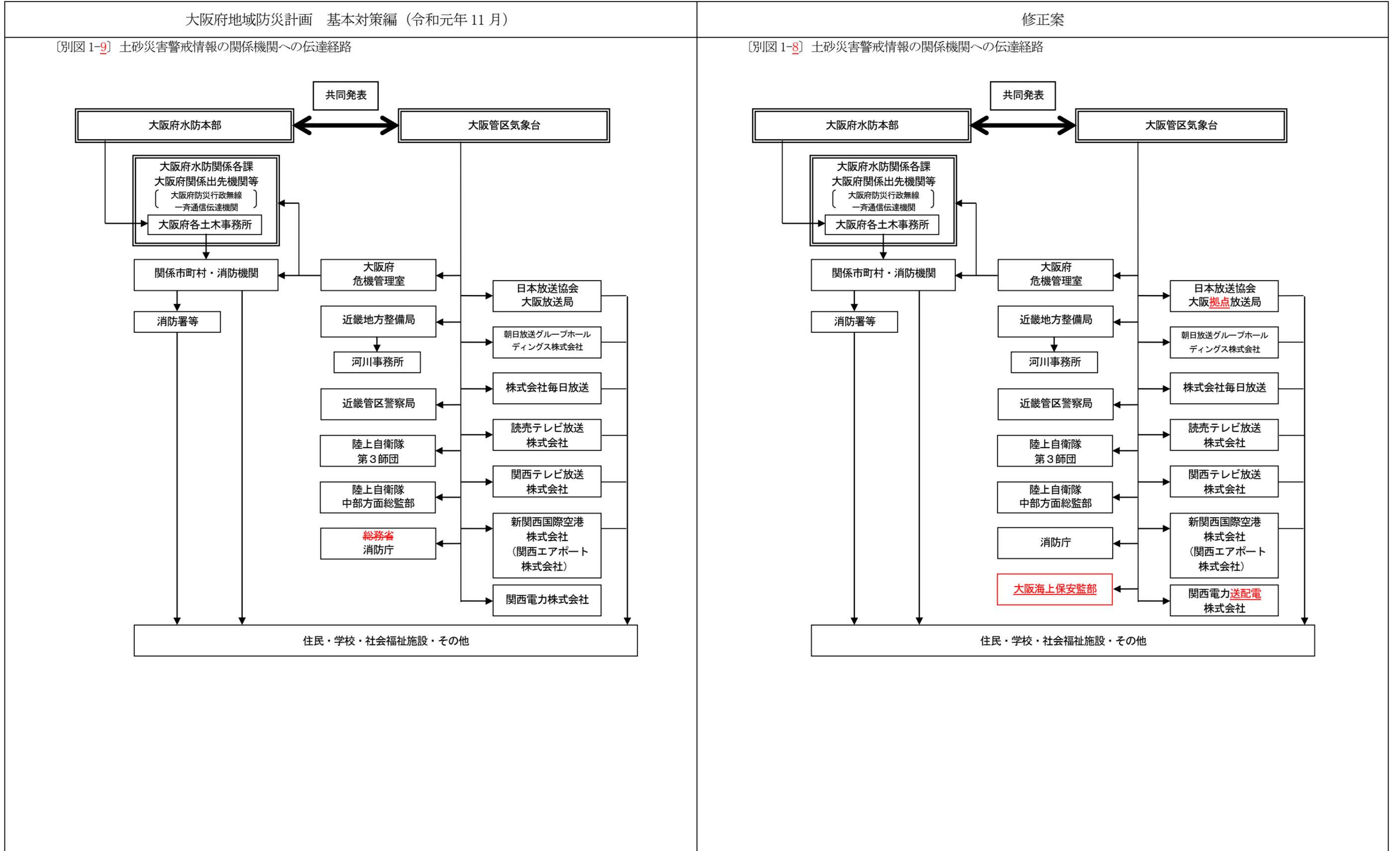
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表



大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表



大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

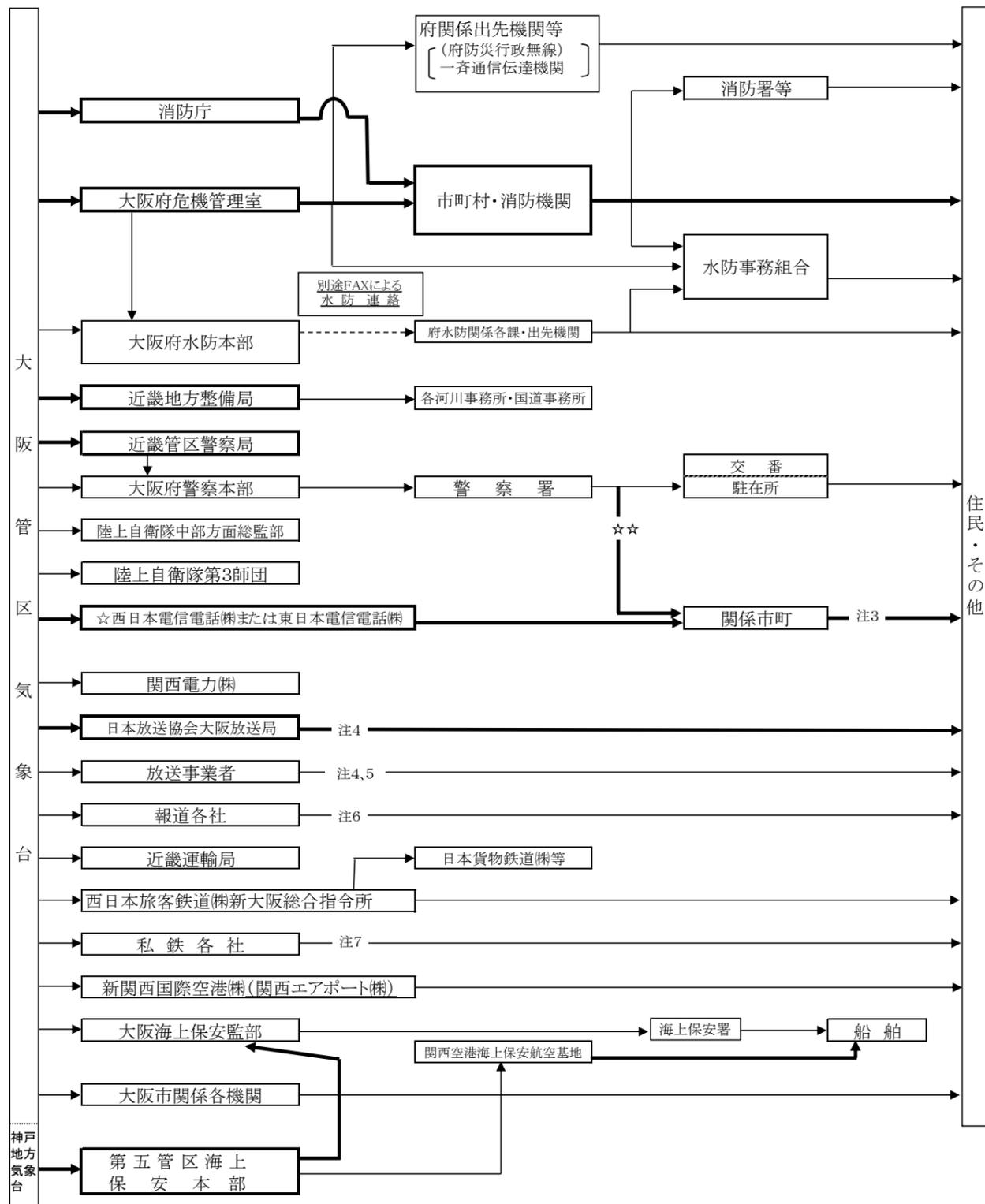


大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

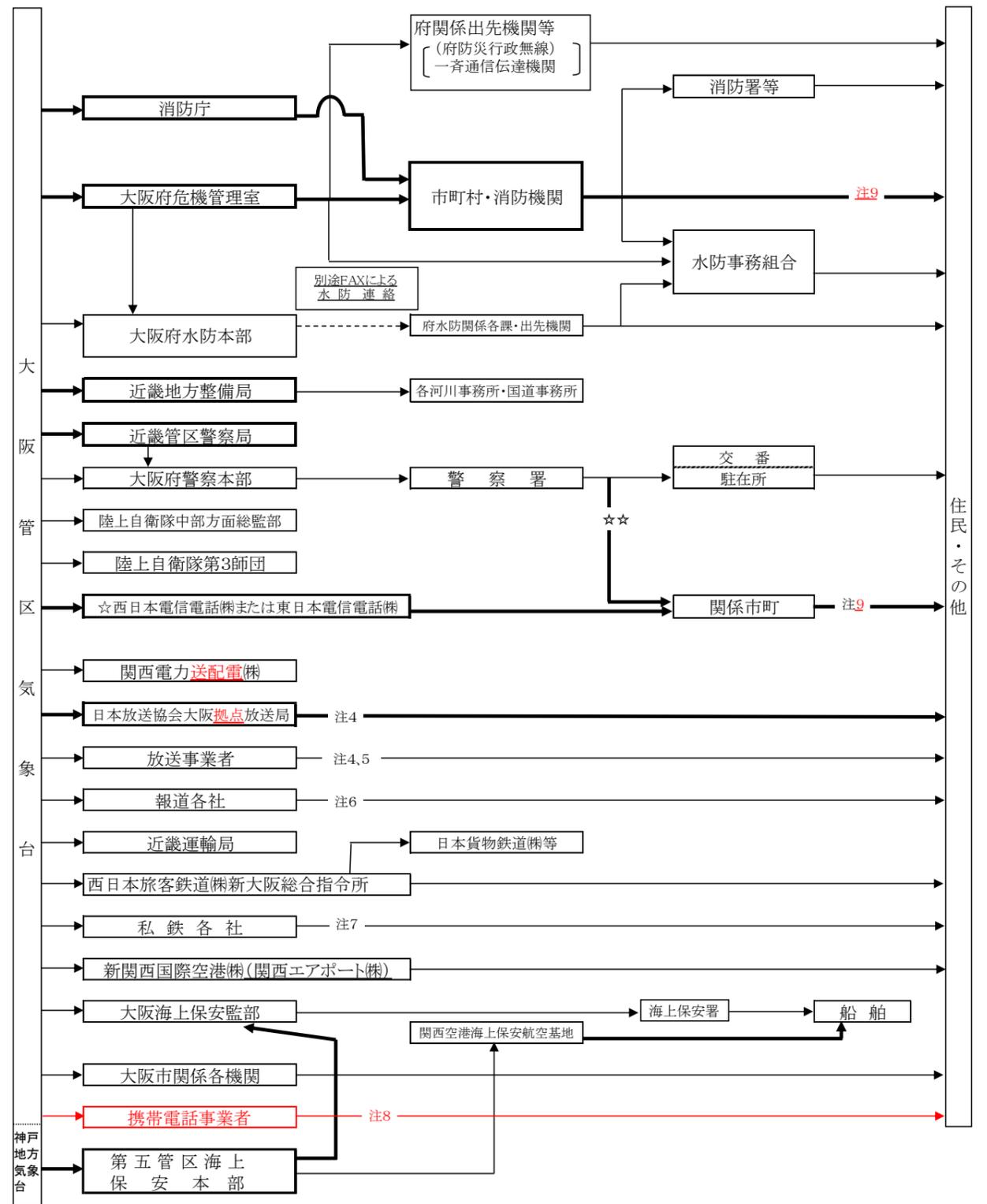
大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）

〔別図1-10〕津波予警報等の関係機関への伝達経路



修正案

〔別図1-9〕津波予警報等の関係機関への伝達経路



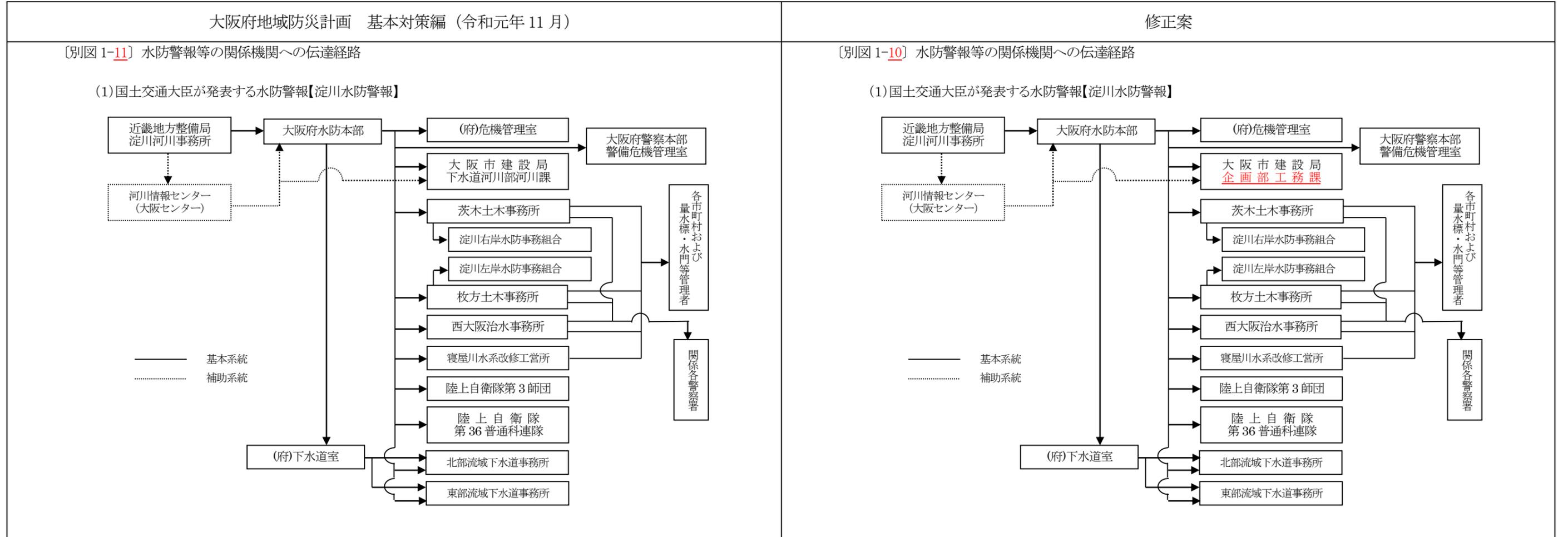
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>(注) (略)</p> <p>7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、<u>大阪高速鉄道株式会社</u>、株式会社大阪港トランスポートシステムの 10 社である。</p> <p>第 2 節 警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>第 2 水防警報及び洪水予報等</p> <p>(略)</p> <p>6 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</p> <p>府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川 <u>〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知するとともに、</u>必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（〔別図 1-12〕の連絡系統図による）</p> <p>(略)</p> <p>第 3 水防活動</p> <p>(略)</p>	<p>(注) (略)</p> <p>7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、<u>大阪モノレール株式会社</u>、株式会社大阪港トランスポートシステム、<u>大阪市高速電気軌道株式会社</u>の 11 社である。</p> <p><u>8 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p> <p><u>9 大津波警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。（気象業務法第 15 条の 2）</u></p> <p>第 2 節 警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>第 2 水防警報及び洪水予報等</p> <p>(略)</p> <p>6 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</p> <p>府は、<u>水位周知河川（府管理河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれのあるものとして指定した河川）について、避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難勧告等の判断の目安となる水位）に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p><u>また、府は水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第 13 条の 3 で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。（〔別図 1-12〕及び〔別図 1-13〕の連絡系統図による）</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 水防活動</p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

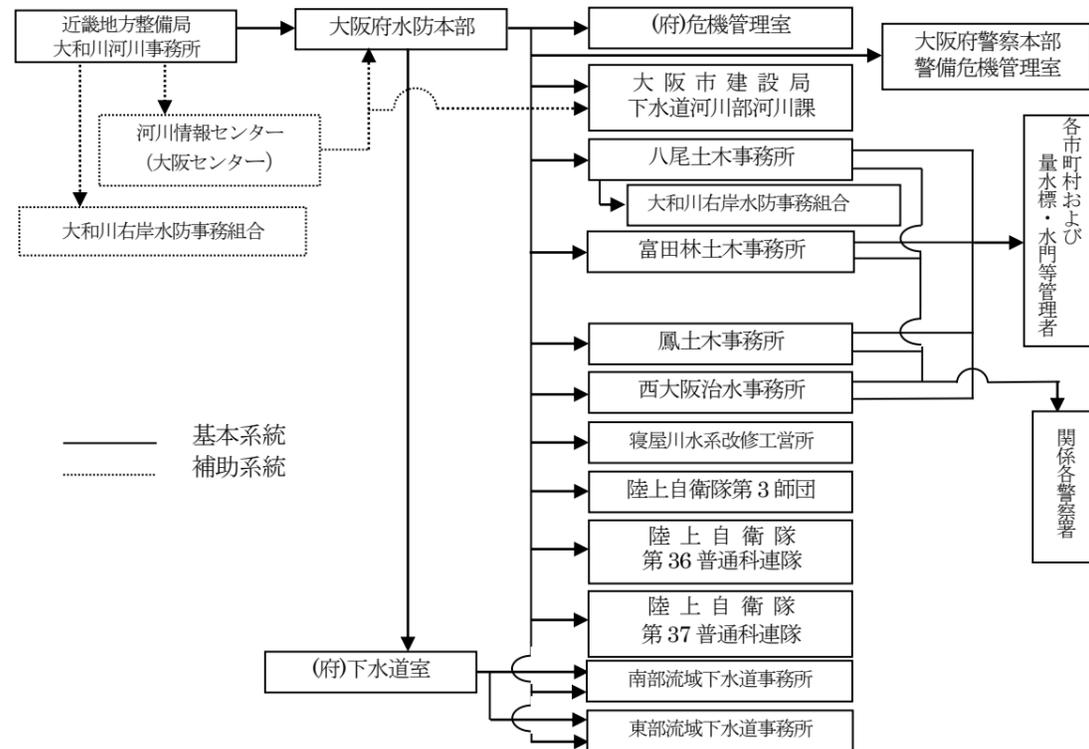


大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）

修正案

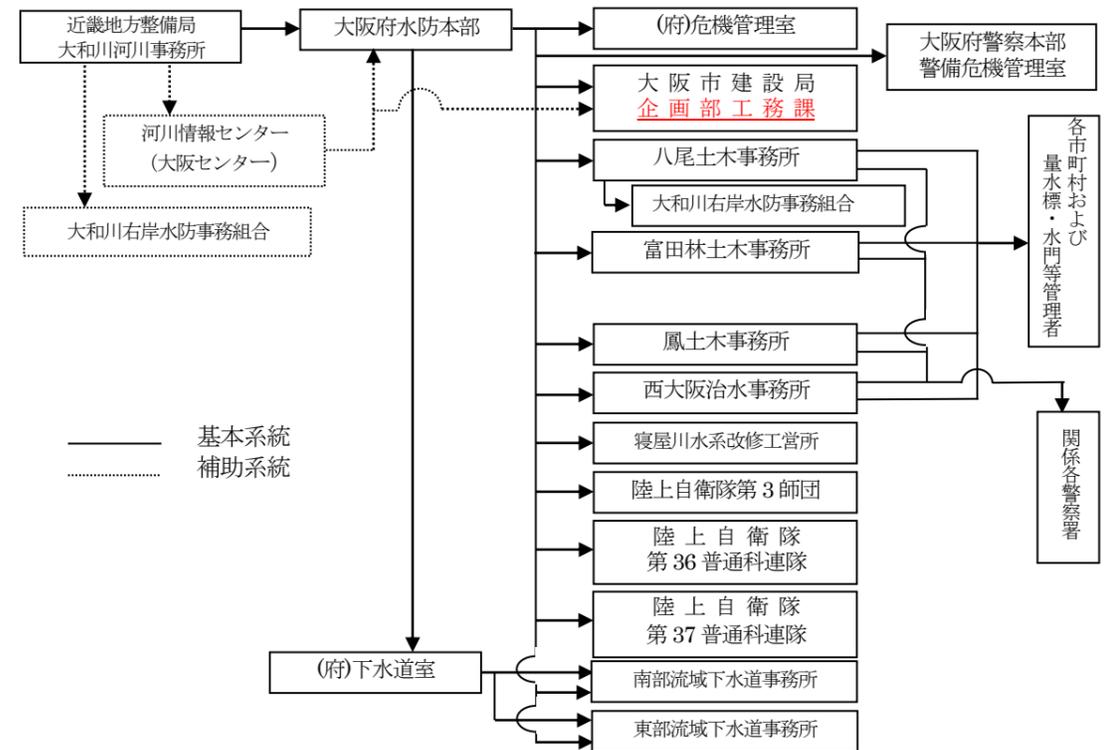
(2) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】



(略)

[別図 1-12] 避難判断水位到達時の関係機関への連絡系統 (略)

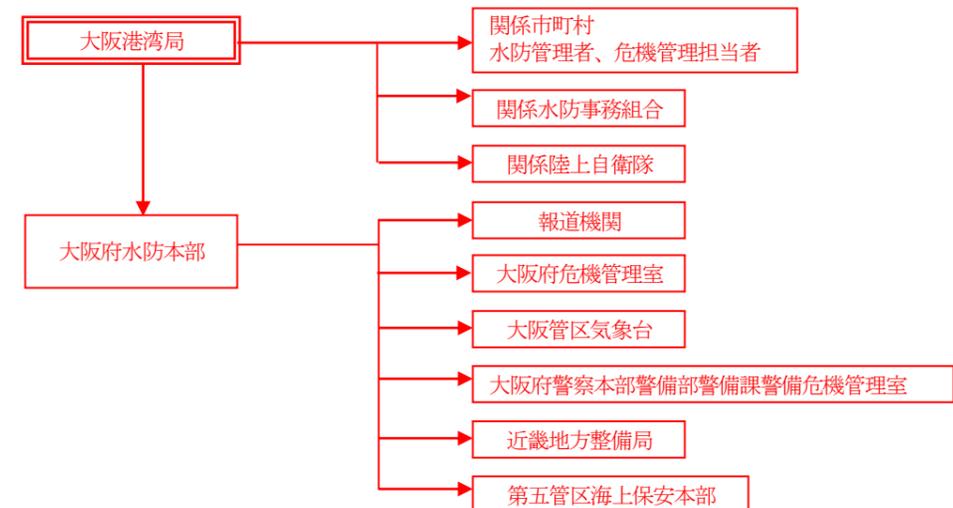
(2) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】



(略)

[別図 1-11] 避難判断水位・氾濫危険水位到達時の関係機関への連絡系統 (略)

[別図 1-12] 高潮氾濫危険水位到達時の関係機関への連絡系統図



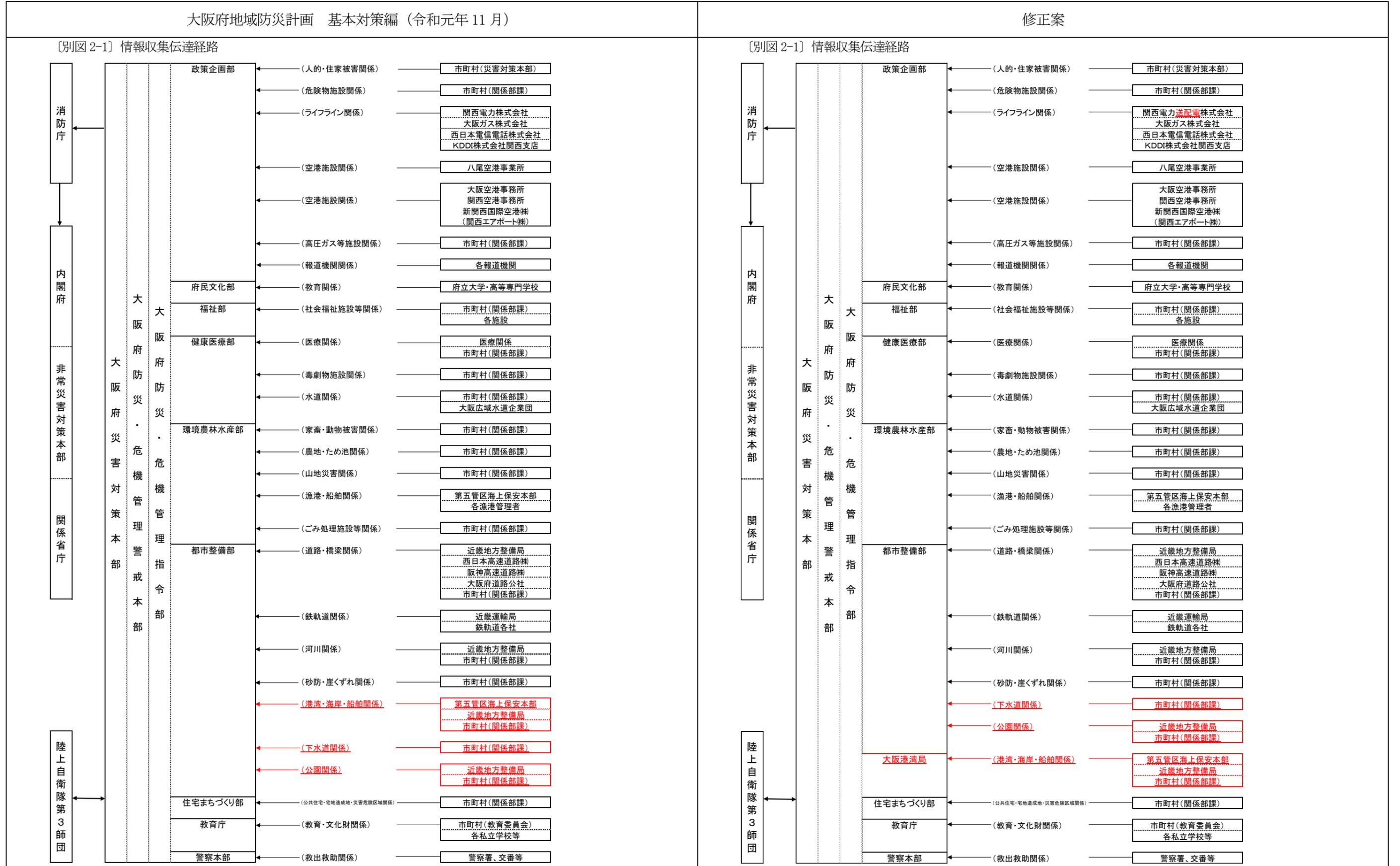
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>第4 土砂災害警戒活動</p> <p>1 警戒活動の基準 (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>※ 土壌雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく <u>5</u>km 四方の領域ごとに算出する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 ライフライン・交通等警戒活動 (略)</p> <p>1 ライフライン事業者 (略)</p> <p>(1) <u>上</u>水道・工業用水道（府、<u>市町村、大阪広域水道企業団</u>） (略)</p> <p>(2) 電力（関西電力株式会社） (略)</p> <p>3 交通施設管理者 (略)</p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪高速鉄道株式会社</u>、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p>	<p>第4 土砂災害警戒活動</p> <p>1 警戒活動の基準 (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>※ 土壌雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく <u>1</u>km 四方の領域ごとに算出する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 ライフライン・交通等警戒活動 (略)</p> <p>1 ライフライン事業者 (略)</p> <p>(1) 水道・工業用水道（府、<u>府内水道（用水供給）事業体</u>） (略)</p> <p>(2) 電力（関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>） (略)</p> <p>3 交通施設管理者 (略)</p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪モノレール株式会社</u>、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p><u>第9 物資等の事前状況確認</u> <u>大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u> <u>また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。</u></p>
<p>第3節 津波警戒活動</p> <p>第1 避難対策等</p> <p>1 大阪府 (略)</p> <p>(2) 府が管理又は運営する施設に関する対策 ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p>	<p>第3節 津波警戒活動</p> <p>第1 避難対策等</p> <p>1 大阪府 (略)</p> <p>(2) 府が管理又は運営する施設に関する対策 ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>(ア) 大津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>(略)</p> <p> c 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報や津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難指示（緊急）</p> <p>(略)</p> <p> イ 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。</p> <p>(略)</p> <p>第3 ライフライン・放送事業者の活動</p> <p>(略)</p> <p>1 水道等</p> <p> 府、<u>沿岸市町</u>及び大阪広域水道企業団は、<u>土</u>水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。</p> <p>2 関西電力株式会社</p> <p>(略)</p> <p>第4節 発災直後の情報収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 府における情報収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 被害状況の早期把握</p> <p>(略)</p> <p>(9) 衛星中継車<u>や</u>ヘリコプターテレビ画像伝送装置からの被害映像</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ア) 大津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>(略)</p> <p> c 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、<u>弱い揺れであつても</u>長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報や津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難指示（緊急）</p> <p>(略)</p> <p> イ 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは<u>弱い揺れであつても</u>長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。</p> <p>(略)</p> <p>第3 ライフライン・放送事業者の活動</p> <p>(略)</p> <p>1 水道等</p> <p> 府、<u>沿岸水道事業体</u>及び大阪広域水道企業団は、水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。</p> <p>2 関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 発災直後の情報収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 府における情報収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 被害状況の早期把握</p> <p>(略)</p> <p>(9) 衛星中継車、<u>ヘリコプターテレビ画像伝送装置及び無人航空機</u>からの被害映像</p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表



大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>2 災害情報の収集伝達 (略) (5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況 (略)</p> <p>第4 防災関係機関の情報収集伝達</p> <p>災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。 河川、ため池、砂防、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、上水道・工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、空港、船舶、医療機関、その他</p> <p>第5 通信手段の確保</p> <p>1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、府は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害モード宣言 (略)</p> <p>1 発信の目安 (1) 台風 気象台の予測で、強台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害広報</p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p>	<p>2 災害情報の収集伝達 (略) (5) 水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況 (略)</p> <p>第4 防災関係機関の情報収集伝達</p> <p>災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。 河川、ため池、砂防、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、水道・工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、空港、船舶、医療機関、その他</p> <p>第5 通信手段の確保</p> <p>1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 <u>総務省及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</u> なお、府は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。 <u>総務省及び内閣府は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとし、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害広報</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害モード宣言 (略)</p> <p>1 発信の目安 (1) 台風 ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合 <u>イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 災害広報</p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、<u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから</u>、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>1 広報の内容 (略)</p> <p>(4) その後の広報</p> <p>ア 二次災害の危険性</p> <p>イ 被災状況とその後の見通し</p> <p>ウ 被災者のために講じている施策</p> <p>エ ライフラインや交通施設等の復旧状況</p> <p>オ 医療機関等の生活関連情報</p> <p>カ 交通規制情報</p> <p>キ 義援物資等の取扱い 等</p> <p>(略)</p> <p>第3 報道機関との連携 (略)</p> <p>1 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 消火、救助、救急、医療救護</p> <p>(略)</p> <p>第2節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第4 後方医療対策 (略)</p> <p>3 災害医療機関の役割</p> <p>(1) 災害拠点病院</p> <p>ア 基幹災害拠点病院 災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。</p> <p>イ 地域災害拠点病院 地域災害拠点病院は次の活動を行う。 (ア) 24 時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供 (イ) 医療救護班の受入れ、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣</u></p> <p><u>(ウ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整</u></p>	<p>1 広報の内容 (略)</p> <p>(4) その後の広報</p> <p>ア 二次災害の危険性</p> <p>イ 被災状況とその後の見通し</p> <p>ウ 被災者のために講じている施策</p> <p>エ ライフラインや交通施設等の復旧状況</p> <p>オ 医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>等の生活関連情報</p> <p>カ 交通規制情報</p> <p>キ 義援物資等の取扱い 等</p> <p>(略)</p> <p>第3 報道機関との連携 (略)</p> <p>1 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪<u>拠点</u>放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 消火、救助、救急、医療救護</p> <p>(略)</p> <p>第2節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第4 後方医療対策 (略)</p> <p>3 災害医療機関の役割</p> <p>(1) 災害拠点病院</p> <p>ア 基幹災害拠点病院 災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整<u>及び府内のDMATの派遣調整</u>を行う。</p> <p>イ 地域災害拠点病院 地域災害拠点病院は次の活動を行う。 (ア) 24 時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供 (イ) <u>災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整</u> <u>(ウ) 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援</u> <u>(エ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）				修正案			
(エ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援				(オ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援			
(略)				(略)			
第4章 避難行動				第4章 避難行動			
第1節 避難誘導				第1節 避難誘導			
(略)				(略)			
第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報				第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報			
(略)				(略)			
1 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動				1 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動			
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
(略)				(略)			
警戒レベル4	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <p><市町村から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>（市町村が発令）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1 	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <p><市町村から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>（市町村が発令）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1 	
(略)				(略)			
(略)				(略)			
第4 避難者の誘導等				第4 避難者の誘導等			

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年11月）	修正案
<p>1 市町村 住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p> <p>(略)</p> <h2>第2節 指定避難所の開設・運営等</h2> <p>(略)</p> <h3>第1 指定避難所の開設</h3> <p>1 市町村 避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。</p> <p>市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>2 府 市町村から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。</p> <h3>第2 指定避難所の管理、運営</h3> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点 (略)</p> <p><u>(13) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底</u></p> <p><u>(14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難</u></p>	<p>1 市町村 <u>避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。<u>また、</u>府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p> <p>(略)</p> <h2>第2節 指定避難所の開設・運営等</h2> <p>(略)</p> <h3>第1 指定避難所の開設</h3> <p>1 市町村 避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。</p> <p>また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 府 市町村から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。<u>また、市町村から避難所の開設状況等の報告を受けた場合には、その情報を内閣府等に共有するよう努める。</u></p> <h3>第2 指定避難所の管理、運営</h3> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点 (略)</p> <p><u>(13) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること</u></p> <p><u>(14) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること</u></p> <p><u>(15) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>所運営に関する役割分担等を定めること <u>(15)</u> 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(略)</p> <p>第 5 章 交通対策、緊急輸送活動</p> <p>第 1 節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第 1 陸上輸送</p> <p>(略)</p> <p>8 重要物流道路等における道路啓開等の支援 国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、<u>国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路</u>において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 交通の維持復旧</p> <p>(略)</p> <p>第 1 交通の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設管理者における対応</p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪高速鉄道株式会社</u>、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 港湾施設、漁港施設（府、大阪市）</p> <p>(略)</p> <p>第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 民間建築物等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第 1 民間建築物等</p> <p><u>1</u> 市町村</p> <p><u>(1)</u> 民間建築物</p> <p>(略)</p>	<p>所運営に関する役割分担等を定めること <u>(16)</u> 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>(略)</p> <p>第 5 章 交通対策、緊急輸送活動</p> <p>第 1 節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第 1 陸上輸送</p> <p>(略)</p> <p>8 重要物流道路等における道路啓開等の支援 国は、迅速な救急救命活動や<u>緊急支援物資の輸送</u>などを支えるため、<u>地方管理道路</u>において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 交通の維持復旧</p> <p>(略)</p> <p>第 1 交通の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設管理者における対応</p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、<u>大阪モノレール株式会社</u>、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、能勢電鉄株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 港湾施設、漁港施設（府、大阪市、<u>高石市、泉南市</u>）</p> <p>(略)</p> <p>第 6 章 二次災害防止、ライフライン確保</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 民間建築物等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第 1 民間建築物等</p> <p><u>1 危険度判定</u></p> <p><u>(1)</u> 市町村</p> <p><u>ア</u> 民間建築物</p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p><u>(2)</u> 宅地 (略)</p> <p><u>2</u> 府 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保 (略)</p> <p>第1 被害状況の報告 (略)</p> <p>2 <u>各水道事業者、大阪広域水道企業団</u>、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。 関西電力株式会社は、府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、府に報告する。上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>1 <u>上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</u> (略)</p> <p>(2) 応急給水 ア <u>府及び市町村</u>は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。 (略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社） (略)</p>	<p><u>1</u> 宅地 (略)</p> <p><u>(2)</u> 府 (略)</p> <p><u>2 空き家等の対策</u> <u>市町村は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保 (略)</p> <p>第1 被害状況の報告 (略)</p> <p>2 <u>府内水道（用水供給）事業者</u>、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。 関西電力<u>送配電</u>株式会社は、府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、府に報告する。上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>1 水道・工業用水道（<u>府内水道（用水供給）事業者</u>） (略)</p> <p>(2) 応急給水 ア <u>府内水道（用水供給）事業者</u>は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。 (略)</p> <p>3 電力（関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>） (略)</p> <p><u>第4 府及び関係機関における対応</u></p> <p><u>1 電源車等の配備</u> 府は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、府は、<u>近畿経済産業局、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。</u></p> <p><u>2 ライフライン施設の応急復旧</u> <u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、府、関係省庁及びライフライン事業者</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>第 7 章 被災者の生活支援</p> <p>第 1 節 支援体制</p> <p>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府及び市町村は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。</p> <p>府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から 72 時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市町村の支援体制の整備を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 緊急物資の供給</p> <p>府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>府及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市町村は、府に要請することもできる。また、府は、被災市町村において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 給水活動</p> <p>府、市町村及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。</p>	<p><u>等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</u></p> <p><u>また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、府のみでは迅速な対応が困難な場合には、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、適切な役割分担等の下、国土交通省、防衛省等の関係機関が道路啓開を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 7 章 被災者の生活支援</p> <p>第 1 節 支援体制</p> <p>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、府及び市町村は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。</p> <p>府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から 72 時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市町村の支援体制の整備を支援する。</p> <p><u>内閣官房は、非常本部等が設置された場合又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 緊急物資の供給</p> <p>府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、</u>相互に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>府及び市町村は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ、</u>供給すべき物資が不足し、<u>自ら調達することが困難である</u>ときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市町村は、府に要請することもできる。また、府は、被災市町村において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 給水活動</p> <p>府及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>なお、府と大阪広域水道企業団（構成市町村含む）は、大阪府域で震度 5 弱以上の震度を観測した場合には、<u>直ちに大阪広域震災対策中央本部及びブロック本部</u>を設置する。府は、<u>大阪市災害対策本部及び大阪広域震災対策中央本部</u>と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>1 <u>市町村、大阪広域水道企業団</u> （略）</p> <p>2 府 <u>市町村</u>の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。 （略）</p> <p>第3 食料・生活必需品の供給 （略）</p> <p>2 府 （略）</p> <p><u>(5)</u> 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府 L P ガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、L P ガスの供給を要請 <u>(6)</u> 不足する場合は、関西広域連合に要請 <u>(7)</u> 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送</p> <p>3 その他の防災関係機関 下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p><u>(4)</u> 近畿経済産業局 （略） <u>(5)</u> 関西広域連合 （略）</p> <p>第6節 応急教育 （略）</p> <p>第3 就学援助等 （略）</p> <p>2 学用品の支給 市町村は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の小学部児童<u>及び</u>中学部生徒を含む。）に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支</p>	<p>なお、府は、大阪府域で震度 5 弱以上の震度を観測した場合には、<u>必要に応じ大阪府水道災害調整本部</u>を設置する。府は、<u>関係機関等</u>と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>1 <u>府内水道（用水供給）事業体</u> （略）</p> <p>2 府 <u>府内水道（用水供給）事業体</u>の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。 （略）</p> <p>第3 食料・生活必需品の供給 （略）</p> <p>2 府 （略）</p> <p><u>(5)</u> 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整 <u>(6)</u> 農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府 L P ガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、L P ガスの供給を要請 <u>(7)</u> 不足する場合は、関西広域連合に要請 <u>(8)</u> 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送</p> <p>3 その他の防災関係機関 下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。 <u>ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>(4)</u> 経済産業省 <u>被災都道府県が複数にまたがる場合の被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整</u> <u>(5)</u> 近畿経済産業局 （略） <u>(6)</u> 関西広域連合 （略）</p> <p>第6節 応急教育 （略）</p> <p>第3 就学援助等 （略）</p> <p>2 学用品の支給 市町村は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・<u>高校生</u>（特別支援学校の小学部児童、<u>中学部生徒及び高等部生徒</u>を含む。）に対して、教科書及び教材、</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

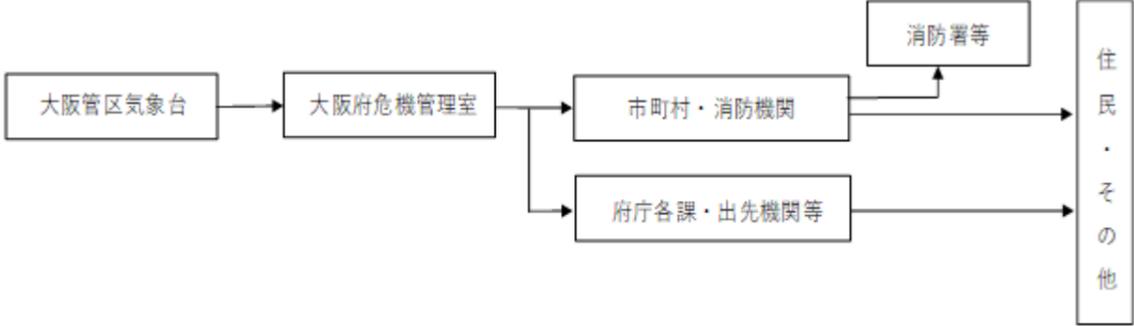
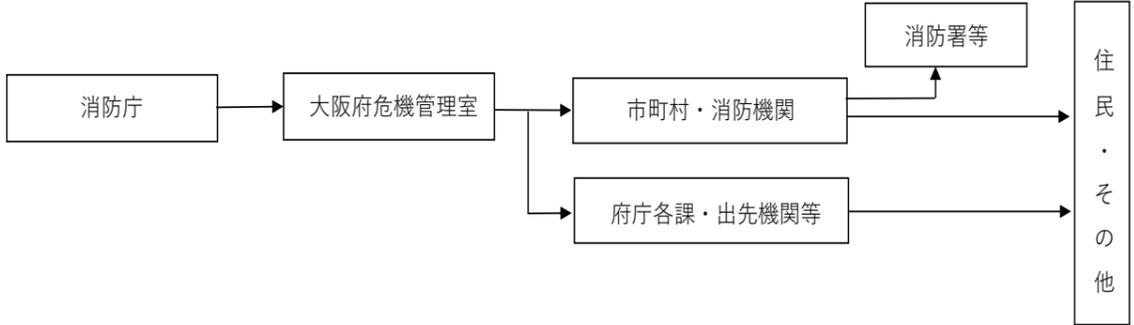
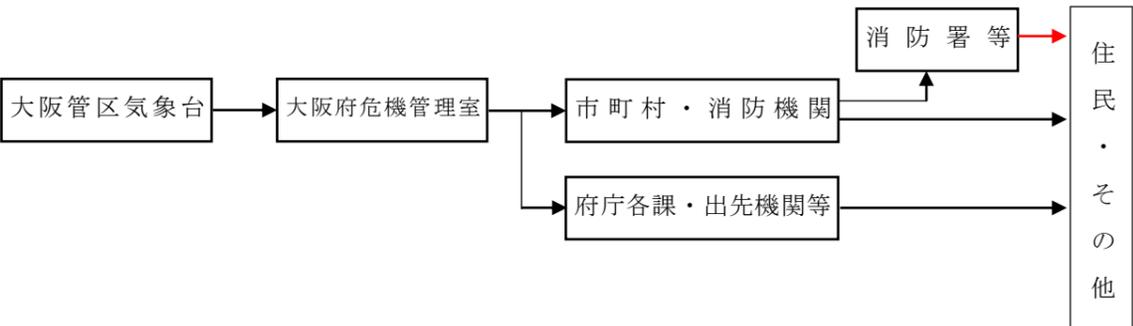
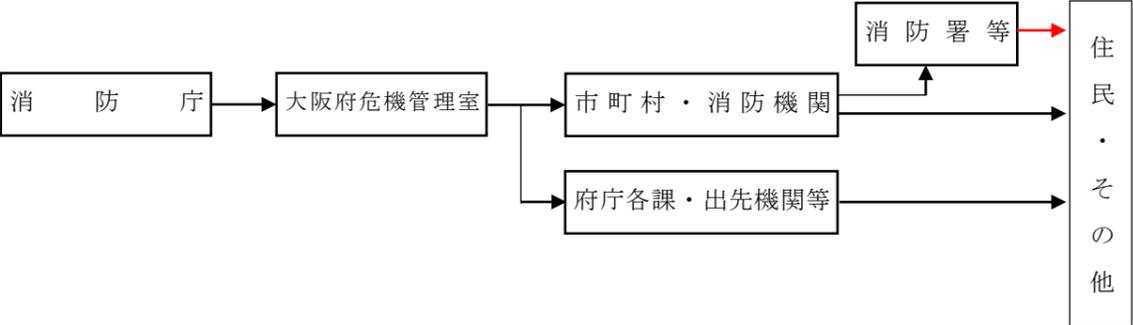
大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>給する。 (略)</p> <p>第 7 節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第 1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>3 府 (1) 活動環境の整備 災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。 また、大阪府社会福祉協議会等のボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第 8 章 社会環境の確保</p> <p>第 1 節 保健衛生活動 (略)</p> <p>第 1 防疫活動</p> <p>府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 廃棄物の処理 (略)</p> <p>第 3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理</p> <p>1 市町村 (略)</p> <p>(2) 処理活動 (略)</p> <p>オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。</p>	<p>文房具、通学用品を支給する。 (略)</p> <p>第 7 節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第 1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>3 府 (1) 活動環境の整備 災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。 また、大阪府社会福祉協議会等のボランティア活動推進機関と「<u>大阪災害支援活動連携会議</u>」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第 8 章 社会環境の確保</p> <p>第 1 節 保健衛生活動 (略)</p> <p>第 1 防疫活動</p> <p>府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。<u>また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 2 節 廃棄物の処理 (略)</p> <p>第 3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理</p> <p>1 市町村 (略)</p> <p>(2) 処理活動 (略)</p> <p>オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。<u>なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害応急対策

大阪府地域防災計画 基本対策編（令和元年 11 月）	修正案
<p>2 府</p> <p>(略)</p>	<p>2 府</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 必要に応じて、近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保について調整する。</u></p> <p>(略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

大阪府地域防災計画（平成 31 年 1 月）	修正案
<p>[付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応] (略)</p> <p>[付編 2：南海トラフ地震防災対策推進計画] (略)</p> <p>第 2 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 (略)</p> <p>第 3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</p> <p>1 伝達情報及び系統 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）</p>  <pre> graph LR A[大阪管区气象台] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] B --> D[府庁各課・出先機関等] C --> E[消防署等] C --> F[住民・その他] D --> F </pre> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統</p>  <pre> graph LR A[消防庁] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] B --> D[府庁各課・出先機関等] C --> E[消防署等] C --> F[住民・その他] D --> F </pre>	<p>[付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応] (略)</p> <p>[付編 2：南海トラフ地震防災対策推進計画] (略)</p> <p>第 2 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 (略)</p> <p>第 3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</p> <p>1 伝達情報及び系統 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）</p>  <pre> graph LR A[大阪管区气象台] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] B --> D[府庁各課・出先機関等] C --> E[消防署等] C --> F[住民・その他] D --> F E -- red arrow --> F </pre> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統</p>  <pre> graph LR A[消防庁] --> B[大阪府危機管理室] B --> C[市町村・消防機関] B --> D[府庁各課・出先機関等] C --> E[消防署等] C --> F[住民・その他] D --> F E -- red arrow --> F </pre>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

事故等災害応急対策

大阪府地域防災計画（平成 31 年 1 月）	修正案
<p>〔事故等災害応急対策〕 （略）</p> <p>第 1 節 海上災害応急対策 （略）</p> <p>第 1 府の組織動員 （略）</p> <p>1 組織体制及び動員配備体制 （1）大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始 （略）</p> <p>イ 開始基準 （ア）台風情報により 24 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合 （イ）府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発令された場合 （ウ）津波予報区「大阪府」に津波注意報が発令された場合</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 航空災害応急対策 （略）</p> <p>第 3 関西国際空港 （略）</p> <p>2 <u>航空事故総合対策本部</u>の設置 <u>関西空港事務所長は、必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部</u>を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。</p> <p>〔防災関係機関〕 関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、府警察、地元市町、<u>地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）</u>、その他必要と認められる機関</p> <p>（略）</p>	<p>〔事故等災害応急対策〕 （略）</p> <p>第 1 節 海上災害応急対策 （略）</p> <p>第 1 府の組織動員 （略）</p> <p>1 組織体制及び動員配備体制 （1）大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始 （略）</p> <p>イ 開始基準 （ア）台風情報により 24 時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合 （イ）府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発表された場合 （ウ）津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表された場合</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 航空災害応急対策 （略）</p> <p>第 3 関西国際空港 （略）</p> <p>2 <u>KIX Joint Crisis Management Group（関西国際空港総合対策本部）</u>の設置 <u>関西エアポート株式会社社長又は新関西国際空港株式会社社長、国土交通省大阪航空局関西空港事務所長、内閣官房空港危機管理官は、必要と認めた場合速やかに KIX Joint Crisis Management Group（文略：KIX JCMG）</u>を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関との総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。</p> <p>〔防災関係機関〕 関西空港事務所、<u>内閣官房空港危機管理官</u>、関西空港海上保安航空基地、<u>外務省大阪分室</u>、府、府警察、<u>地元消防機関</u>、地元市町、<u>りんくう総合医療センター、アクセス機関、指定エアライン</u>、<u>新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）</u>、その他必要と認められる機関</p> <p>（略）</p>

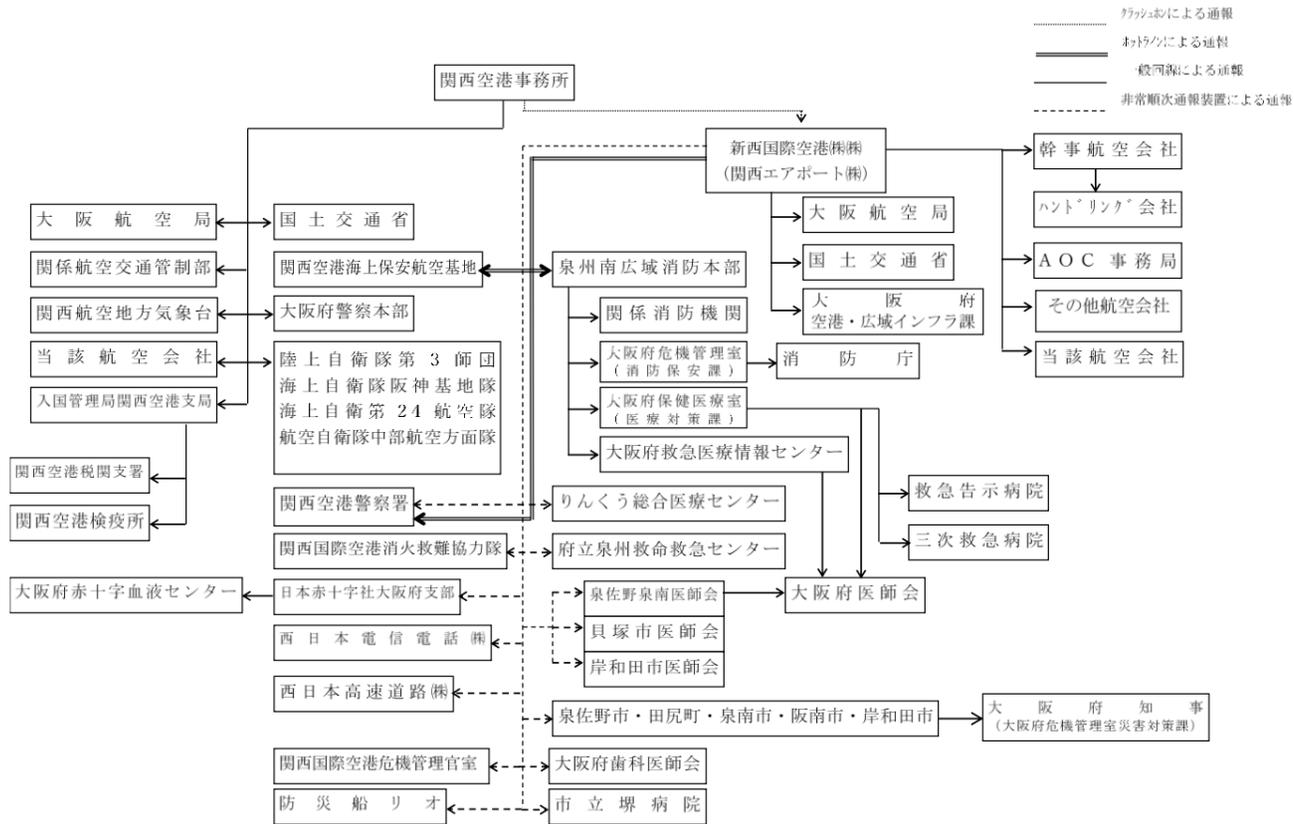
大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

事故等災害応急対策

大阪府地域防災計画（平成 31 年 1 月）

別図2 〔連絡系統図 関西国際空港〕

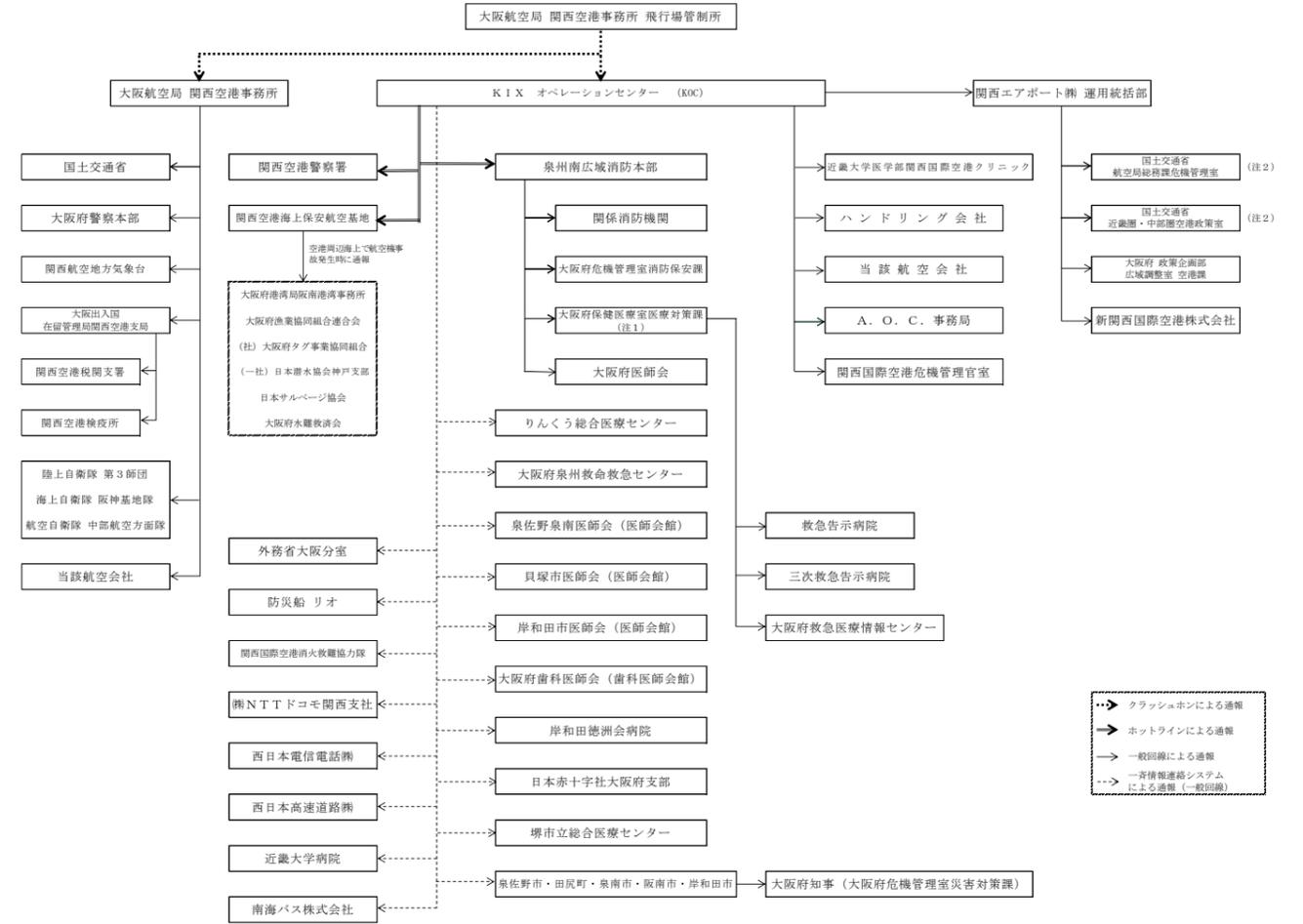
(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



修正案

別図2 〔連絡系統図 関西国際空港〕

(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



(注) 1 休日・夜間帯は大阪府救急医療情報センターに連絡する。
 (注) 2 夜間・休日についてはKIXオペレーションセンターから直接通報する。

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害復旧・復興対策

大阪府地域防災計画（平成 31 年 1 月）	修正案
<p>〔災害復旧・復興対策〕</p> <p>第 1 章 災害復旧対策</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 被災者の生活確保</p> <p>（略）</p> <p>第 3 節 罹災証明書の交付等</p> <p>（略）</p> <p>府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>（略）</p> <p>第 6 節 住宅の確保等</p> <p>（略）</p> <p>5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請 <u>市町村は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。</u></p> <p>第 5 節 ライフライン等の復旧</p> <p>（略）</p> <p>1 上水道・工業用水道（<u>市町村、大阪広域水道企業団</u>）</p> <p>(1) 復旧計画</p> <p>ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</p> <p>イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</p> <p>ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。</p> <p>3 電力（関西電力株式会社）</p> <p>（略）</p> <p>第 2 章 災害復興対策</p>	<p>〔災害復旧・復興対策〕</p> <p>第 1 章 災害復旧対策</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 被災者の生活確保</p> <p>（略）</p> <p>第 3 節 罹災証明書の交付等</p> <p>（略）</p> <p>府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、<u>発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p><u>独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第 6 節 住宅の確保等</p> <p>（略）</p> <p>5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用 <u>国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第 2 条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。</u></p> <p>第 5 節 ライフライン等の復旧</p> <p>（略）</p> <p>1 水道・工業用水道（<u>府内水道（用水供給）事業者</u>）</p> <p>(1) 復旧計画</p> <p>ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</p> <p>イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</p> <p>ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。</p> <p>3 電力（関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>）</p> <p>（略）</p> <p>第 2 章 災害復興対策</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編）修正案 新旧対照表

災害復旧・復興対策

大阪府地域防災計画（平成 31 年 1 月）	修正案
<p>(略)</p> <p>第 2 節 府における復興に向けた組織・体制整備</p> <p>第 1 復興対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>[組織]</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事、政策企画部長</p> <p>本部員 危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R 推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 2 節 府における復興に向けた組織・体制整備</p> <p>第 1 復興対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>[組織]</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事、政策企画部長</p> <p>本部員 危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、<u>スマートシティ戦略部長</u>、府民文化部長、I R 推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、<u>大阪港湾局長</u>、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>(略)</p>